

調査概要

1. 調査目的

各社の企業統治体制や監査活動の実態を明らかにすることを目的として実施したものである。

2. 調査方法

調査地域：全国

調査対象：当協会会員（法人及び個人）及び非会員の委員会設置会社
監査役設置会社版 5,641 社
委員会設置会社版 110 社（会員 67 社、非会員 43 社）

調査方法：郵送配布、郵送回収

調査期間：平成 19 年 7 月 4 日（水）～7 月 25 日（水）

調査機関：日本監査役協会 事務局

3. 調査回答数

調査票回収数：

監査役設置会社 3,877 社（回収率 68.7%）

委員会設置会社 67 社（会員 48 社、非会員 19 社；回収率 60.9%）

調査結果（要約）

（１）監査役設置会社版 調査結果（要約）

会社の概要

	監査役設置会社	備考
資本金 (F1、P.63)	1億円以下 4.9% 1～5億円未満 13.9% 5～10億円未満 12.7% 10～50億円未満 35.6% 50～100億円未満 11.4% 100～500億円未満 15.9% 500億円～ 4.9%	・日本監査役協会の会員構成の変化に伴い、01年調査に比べて資本金「10億円未満」の層の比率が増加し(20.6%→31.5%)、「10億円以上」の層の比率が減少。
親会社・子会社 (F2、P.64)	親会社はあるが、子会社はない 13.6% 親会社はないが、子会社はある 49.3% 親会社も子会社もある 27.0% 親会社も子会社もない 9.9%	
純粋持株会社 (F3、P.64)	純粋持株会社である 3.7% 純粋持株会社ではない 95.4%	
上場区分 (F4、P.65)	東証1部 29.3%(1,134社) 東証2部上場 6.4%(250社) その他上場 16.7% 非上場 47.5%	・回答会社のうち、東証1部上場会社が1,134社(東証1部上場会社1,745社(9/14現在)に占める比率は65.0%)。
公開・非公開 (F5、P.65)	公開会社 59.0% 非公開会社 40.0%	
会社法上の区分 (F6、P.66)	大会社 82.7% 大会社以外 16.3% その他 0.5%	
業種 (F7、P.67)	サービス業 10.5% 情報・通信業 7.8% 卸売業 7.7% 電気機器 6.9% 建設業 5.5% 小売業 5.5% 化学 5.4% 不動産業 5.2%	

決算月 (F8、P.68)	3月 73.1% 12月 7.7% 2月 4.3% 6月 3.5%	
従業員数 単体 (F9、P.69)	500人未満 53.8% 500～1,000人未満 18.5% 1,000～5,000人未満 21.4% 5,000～10,000人未満 2.5% 10,000人以上 1.4%	
連結 (F9、P.69)	500人未満 28.0% 500～1,000人未満 19.8% 1,000～5,000人未満 36.4% 5,000～10,000人未満 7.0% 10,000人以上 8.7%	

企業統治体制について

	監査役設置会社	備考
会社機関 (問1、P.70)	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人 79.6% 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 7.5% 取締役会 + 監査役(業務監査権限あり) 11.3% 取締役会 + 監査役(会計監査権限のみ) 0.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左には掲げていないが、大会社以外の会社で「監査役会」を設置した会社が 10.8%、「会計監査人」を設置した会社が 25.9%。他方、大会社のうち「監査役会」非設置会社が 6.0%。 ・ 監査役の権限を会計監査権限に限定した会社は 0.4%に過ぎず、従来小会社であった会社(資本金 1 億円以下の会社;本調査では 4.9%)のうち、多くの会社が監査役に業務監査権限を付与したものと推定。
会計参与 (問1、P.71)	設置している 0.4% 設置していない 99.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計参与の設置はごくわずか。
取締役数(平均) (問2、P.71)	8.3人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 01年調査;11.1人。 ・ 「10人以下」の会社が約8割(78.2%)。 ・ 「21人以上」は 1.1%とごくわずか。

社外取締役 (問2、P.72)	平均 1.3人 選任した会社 54.2% 選任した会社における人数平均 2.4人	・社外取締役を選任した会社が過半数を越えた(01年調査;47.0%)。 ・社外取締役を選任した会社における人数は、ほぼ横ばい(01年調査;2.5人)。
執行役員制度 (問3、P.72)	採用している 47.9% 採用していない 51.5%	・執行役員制度を採用する会社が大幅に増加(01年調査;19.2%)。上場会社では約6割(58.8%)が採用。
執行役(員)(平均) (執行役員制度採用会社における平均) (問3、P.73)	10.9人(うち、取締役兼務者 3.2人) 兼務者がいる会社の割合 60.1%(取締役兼務者平均 5.2人)	・取締役兼務の執行役員がいる会社は6割(60.1%)。

監査体制

	監査役設置会社	備考
監査役数(平均) (問4、P.75)	<p>[全体]総数 3.3人 カッコ内は監査役総数3.3人に占める割合。</p> <p>社内常勤 0.9人(28.4%) 社外常勤 0.4人(12.1%) 社内非常勤 0.1人(3.7%) 社外非常勤 1.8人(55.8%) (社内1.1人(32.1%)、社外2.3人(67.9%)) (常勤1.3人(40.5%)、非常勤2.0人(59.5%))</p> <p>[監査役会設置会社]総数 3.6人 カッコ内は監査役総数3.6人に占める割合。</p> <p>社内常勤 1.0人(28.3%) 社外常勤 0.4人(11.2%) 社内非常勤 0.1人(3.4%) 社外非常勤 2.0人(57.1%) (社内1.1人(31.7%)、社外2.4人(68.3%)) (常勤1.4人(39.5%)、非常勤2.2人(60.5%))</p>	<p>・[全体]監査役総数が3.3人となり、微減(01年調査;3.4人)。</p> <p>・[全体]常勤監査役の割合が4.6ポイント減少し、非常勤監査役の割合が4.6ポイント増加(01年調査;常勤監査役45.1%、非常勤監査役54.9%)。</p> <p>・[全体]社内監査役の割合が7.1ポイント減少し、社外監査役の割合が7.1ポイント増加(01年調査;社内監査役39.2%、社外監査役60.8%)。</p> <p>・[監査役会設置会社]監査役総数の最高は8名の2社であり、7名が7社ある。</p>
監査役の実験年数 (自社)(平均) (問4 b、P.82)	<p>全体 2.9年 社内 2.6年 社外 3.1年</p>	・自社での実験年数が短くなった(01年調査;3.4年)。
監査役の実験年数 (通算)(平均) (問4 c、P.84)	<p>全体 3.5年 社内 2.8年 社外 3.9年</p>	・社内監査役よりも社外監査役の方が、キャリアが1年以上長い。

年齢(平均) (問4 d、P.85)	全体 60.2歳 社内 61.0歳 社外 59.8歳	・全体の平均年齢が約1歳低下(01年調査;61.3歳)。
社内監査役の前職 (問4 e、P.87)	監査関係以外の部長等 26.7% 取締役 20.8% 常務取締役 12.4% 執行役(員) 8.6%	・役付取締役(常務以上)からの就任は合計20.8%。平取締役からの就任(20.8%)と合わせると、取締役からの就任は41.6%。次いで「監査関係以外の部長等」が26.7%。
社外監査役 の前職又は現職 (問4 e、P.88)	親会社の役職員 21.2% 会社と無関係な会社の役職員 16.5% 弁護士 13.2% 大株主の役職員 10.9% 取引銀行の役職員 7.5% 公認会計士 7.5%	・「親会社の役職員」が21.2%と最も多いが、01年調査に比べ減少(01年調査;25.6%)。 ・弁護士(01年調査;9.1%)、公認会計士(同;4.0%)、大学教授(同;0.9%→2.1%)の増加が目立つ。
主たる業務経験 (社内監査役) (問4 f、P.89)	経理・財務 24.2% 営業 23.7% 企画(社長室等を含む) 7.7% 総務 7.2% 人事・労務 6.5% 製造 6.4% 研究開発 4.8%	・「経理・財務」が大幅に増加し(01年調査;16.2%)、主たる業務経験のトップに。 ・01年調査でトップだった「営業」は、ほぼ横ばい(01年調査;22.5%)。
主たる業務経験 (社外監査役) (問4 f、P.91)	経理・財務 24.7% 営業 13.8% 法務 9.0% 企画(社長室含む) 7.9% 監査・検査・審査 6.8%	・社外監査役についても、「経理・財務」が大幅に増加し(01年調査;17.3%)、主たる業務経験のトップに。 ・「法務」も大幅に増加(01年調査;1.3%)。
補欠役員 (補欠監査役) (問5、P.92)	選任した 16.3% 選任していない 79.1%	・上場会社では、「選任した」が26.5%にのぼる。
選任した人数 (問6-1、P.93)	1人 89.2% 2人 8.4% 3人 0.3%	・「1人」が約9割(89.2%)。
報酬 (問6-2、P.93)	支給していない 66.1% 代替的な手当がある 10.3% 月額5万円未満を支給 6.0% 月額5万円以上10万円未満を支給 10.0% 月額10万円以上を支給 8.7%	・「支給していない」が約7割(66.1%)。

選任に係る決議の有効期間に関する定款の定め (問7、P.93)	設けている 12.7% (定款に定めている期間 4年 50.1% 1年 21.4%) 設けていない 81.6%	・ 補欠役員(補欠監査役)の選任決議の有効期間に関する定款の定めについては、8割(81.6%)が「設けていない」。
補助使用人 (問8、P.94)	設置している 37.5% 設置していない 61.3%	・ 補助使用人の設置率が若干増加した(01年調査;32.9%)。
人数(補助使用人を設置している会社の平均) (問8、P.95)	全体 1.8人 専属 0.7人 兼務 1.2人	・ 補助使用人の平均人数は、若干減少(01年調査;2.0人)。
職務内容 (問8、P.97)	監査役会など会議の事務局 69.7% 監査役会の議事録等の作成・整備 68.8% 監査の事前準備 64.3% 監査(調査)の同行 51.1% 秘書業務 42.4% 監査調書の作成 37.1% 監査方針、監査計画の原案作成 32.6% 監査役を代行しての調査、ヒアリング等の実施 28.7%	・ 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の職務内容は事務的な内容が主であり、「監査役を代行しての調査、ヒアリング等の実施」(28.7%)など監査業務の実施そのものは監査役自身が行う会社が多い。
補助使用人に対する監査役の間与権 (問8、P.98)	人事異動 65.6% 人事評価 52.6% 懲戒処分 30.0%	
会社法施行に伴う補助使用人の設置状況の変化 (問9、P.99)	従来から設置しておらず、今後も必要ないと判断し、設置していない 44.1% 従来から設置しており、特に変更なし 22.2% 従来から設置しておらず、今後設置の方向で検討予定 13.9%	・ 補助使用人がいない会社であっても、「今後も必要ないと判断」したため設置していないという会社が多い(44.1%)。

監査役会の運営

	監査役設置会社	備考
監査役会規則 (問10、P.100)	制定している 98.8% 今後制定する予定 0.4% 制定する予定はない 0.3%	
協会策定規則との比較 (問11、P.100)	概ね同じ内容である 85.9% 半分程度同じ内容である 10.0% あまり意識した内容になっていない 3.2%	
監査役会の開催回数 (平均) (問12、P.101)	10.4回/年	・ 上場会社では平均 11.4回、また「13回以上」という会社も4割(41.2%)にのぼる。

開催のタイミング (問 12 、 P.101)	取締役会開催日より 1 日以上前 4.5% 取締役会当日、開催前 32.0% 取締役会当日、開催後 46.9% 取締役会と無関係に開催 12.5%	・ 取締役会当日に開催している 会社が約 8 割(78.9%)。
出席者 (問 12 、 P.102)	取締役 (執行役員を兼ねる場合を含む) 28.9% 会計監査人 27.9% 部課長 24.4% 執行役員 8.1% 子会社の役職員 3.0%	・ 監査役又は補助使用人以外の 第三者を出席させるケースは、 あまり多くない。
決議、協議、報告 事項 (問 12 、 P.103)	監査計画又は監査実施計画の決定 94.2% 監査方針の決定 91.6% 議長又は招集者の決定 82.2% 各監査役の監査結果報告受領・意見交換 82.2% 各監査役の報酬、賞与、退職慰労金等の協議 79.4% 監査役 of 職務の分担 79.0% 株主総会における監査役会監査結果の口頭報告者の決定 56.8% 会計監査人の再任の可否 50.8% 取締役からの報告受領・意見交換 49.9% 内部統制システムの整備に関する基本方針における監査役 関連事項の決定 48.3% 特定監査役 of 選定 45.8% 代表取締役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項 of 決定 31.3% 監査費用 of 予算 30.2%	・ 全ての項目において、上場会 社が非上場会社の数値を上回 っている。
社外監査役との情報 共有の有無 (問 13 、 P.104)	可能な限りあらゆる情報を共有 80.6% 一部共有していない情報がある 12.4% あまり意識していない 5.3%	
情報共有できない 理由 (問 13 、 P.104)	重要性が乏しい情報だから 80.3% 専門的過ぎる情報だから 23.1% 会社固有の情報だから 19.5%	・ 「重要性が乏しい」が 80.3%と 大多数。
監査役会議事録 (問 14 、 P.105)	会社法により記載内容が変わった 26.9% 会社法により記載内容は変わっていない 71.3%	・ 会社法施行の前後で変更が無 い会社が 7 割 (71.3%) 。
記載内容 (問 14 、 P.105)	社外監査役 of 発言を詳細に記載 2.3% 社内・社外にかかわらず発言を詳細に記載 11.9% 発言 of 要旨のみを記載 80.2%	・ 「発言 of 要旨のみ記載」が 8 割 (80.2%) 。

監査活動の状況

	監査役設置会社	備考
監査役監査基準 (問 15、P.106)	策定している 82.9% 今後策定する予定 8.9% 策定する予定はない 7.8%	
協会策定基準との 比較 (問 15、P.106)	概ね同じ内容である 83.6% 半分程度同じ内容である 12.7% あまり意識した内容になっていない 3.0%	
監査計画 (問 16、P.107)	毎期策定している 96.4% 毎期には策定していない 3.4%	
内容 (問 16、P.107)	監査方針 92.4% 監査上の重要課題(重点監査項目) 84.3% 監査実施時期 74.6% 監査役職務の分担 68.3% 監査の方法 65.3% 監査範囲・対象 60.2%	
代表取締役等への 報告・説明 (問 16、P.109)	代表取締役への報告・説明あり 57.0% 取締役会への報告・説明あり 54.7% 代表取締役等への報告・説明なし 10.1%	・「代表取締役への報告・説明あり」が大幅に増加(01年調査; 31.4%)。
監査役間の 職務の分担 (問 17、P.109)	分担している 70.9% 複数名の監査役がいるが分担なし 23.6% 監査役が一名のため分担なし 5.2%	
非常勤の社外監査役 の果たす役割 (問 18、P.110)	職務の分担をしている 36.4% 明確な分担はないが、定例的に監査を実施 4.9% 明確な分担はないが、非定例的に監査を実施 15.2% 大所高所から又は専門家・経験者としての意見を陳述 67.7%	・非常勤監査役に職務分担を行っている会社が大幅に増加(01年調査; 25.4%)。
非常勤の社外監査役 の監査活動 (問 19、P.111)	必要に応じて取締役、執行役員、会計監査人などからのヒアリング等に同席 71.6% 必要に応じて書類の閲覧 37.1% 必要に応じて現場往査 36.7% 常務会等の重要会議に出席 36.1%	
監査費用 (問 20、P.111)	予算化している 47.2% 予算化していない 52.2%	・監査費用を予算化している会社は半数弱(ただし、上場会社では 53.4%が予算化)。

<p>実額 (問 20、P.112)</p>	<p>50万円未満 31.9% 50万円～100万円未満 21.2% 100万円～200万円未満 16.6% 200万円～400万円未満 14.1% 400万円～1,000万円未満 8.6% 1,000万円～ 3.4%</p>	<p>・ 監査費用の実額は、01年調査と比べて大きな変化なし。 ・ 「50万円未満」が最も多く31.9%。「50万円～100万円未満」(21.2%)と合わせると「100万円未満」が過半数(53.1%)。</p>
<p>代表取締役との 定期的会合 (問 21、P.113)</p>	<p>実施している 58.1% 概ね実施している 16.2% あまり実施していない 15.2% 実施していない 9.9%</p>	<p>・ 01年調査では「社長との懇談会はない」が17.4%あったが、今回調査では「実施していない」が9.9%にとどまる。</p>
<p>頻度 (問 21、P.113)</p>	<p>1～2回 37.3% 3～6回 41.9% 7～11回 10.5% 12回以上 9.5%</p>	
<p>意見交換の テーマ (問 21、P.114)</p>	<p>会社に対処すべき課題 83.9% 最近の監査結果の問題点 69.8% 会社を取り巻くリスク 65.2% 経営方針の確認 61.7% 監査役監査の環境整備の状況 20.0%</p>	
<p>定期的会合をあまり 実施していない 理由 (問 21、P.115)</p>	<p>随時対話できるので、定期的会合は不要 77.9% 経営会議等で自由に意見を述べるできるので必要性を感じていない 58.5% 他の取締役との会合を実施しているから 11.5%</p>	<p>・ 「随時対話ができるから」、「経営会議等で自由に意見を述べるから」など、他の方法により実質的な意思疎通が図られている。</p>
<p>取締役会 資料提供の タイミング (問 22、P.115)</p>	<p>必ず事前に提供 46.9% 議案又は場合により事前に提供 33.2% 会議の場で配布 17.7%</p>	<p>・ 「必ず事前に提供」が大幅に増加(01年調査;29.5%)。一方、「会議の場で配布」が大幅に減少(同;47.8%)。</p>
<p>監査役への質問・ 意見開陳の機会 (問 22、P.116)</p>	<p>必ず事前に質問・意見開陳の機会あり 25.0% 議案又は場合により、事前に質問・意見開陳の機会あり 50.7% 事前に質問・意見開陳の機会なし 23.6%</p>	
<p>監査役への発言状況 (問 22、P.116)</p>	<p>議長からの発言の求めに応じて発言 8.4% 議長からの発言の求めがなくとも発言 86.7% ほとんど発言しない 4.1%</p>	<p>・ 「議長からの発言の求めがなくとも発言」が86.7%と大多数。</p>
<p>監査役としての立 場を意識しての発 言の有無 (問 22、P.117)</p>	<p>常に監査役としての立場を意識して発言 75.4% 雰囲気等に応じて自由に発言 18.3% 特に意識していない 5.1%</p>	<p>・ 「常に監査役としての立場を意識して発言」が75.4%と多数。</p>

監査役会としての意見と個人としての意見の明確化 (問 23、P.118)	監査役会の意見が個人の意見かわかるように発言 25.7% とくに断りのない限り監査役会の意見として受け止められている 16.0% とくに断りのない限り個人の意見として受け止められている 25.7% 監査役会の意見が個人の意見かはあまり意識していない 28.5%	
監査役の見解表明等に関する執行部の受け止め方 (問 24、P.119)	非常に真摯に受け止められている 41.0% ある程度真摯に受け止められている 55.9% あまり真摯に受け止められていない 2.2% 真摯には受け止められていない 0.2%	
取締役会の監査における留意点 (問 25、P.119)	付議議案に関する説明資料の充分性 68.6% 業務担当取締役からの報告・説明の充分性 58.3% 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 48.7% 各取締役の議論の充分性 46.4% 付議されるべき議案の遺漏の有無 37.9%	
実質的な意思決定機関の有無 (問 26、P.120)	ある 66.3% ない 33.1%	・ 常務会、経営会議等の設置率が低下(01年調査;82.5%)
監査役の出席状況 (問 27 - 1、P.120)	全ての監査役が出席 12.1% 一部の監査役が出席 65.3% 輪番で出席 2.9% 監査役は出席していない 13.5%	・ 「監査役は出席していない」が13.5%にとどまり、86.2%の会社では何らかの形で監査役が出席しているものと推定。01年調査に比べ大幅に増加(01年調査;71.1%)
資料提供のタイミング (問 27 - 2、P.121)	必ず事前に提供 37.8% 議案又は場合により事前に提供 33.7% 会議の場で配布 26.7%	
監査役の発言状況 (問 27 - 3、P.121)	議長からの発言の求めに応じて発言 5.9% 議長からの発言の求めがなくとも発言 90.2% ほとんど発言しない 2.5%	・ 取締役会と同様、「議長からの発言の求めがなくとも発言」が90.2%と大多数。
監査役としての立場を意識しての発言の有無 (問 27 - 4、P.122)	常に監査役の立場を意識して発言 73.6% 雰囲気等に応じて自由に発言 19.4% 特に意識していない 5.4%	・ 取締役会と同様、「常に監査役の立場を意識して発言」が73.6%と多数。
監査役欠席時の資料提供や説明の有無 (問 27 - 5、P.122)	必ず会議資料の提供あり 59.7% 必ず執行部からの説明あり 10.3% 議案又は場合により会議資料の提供あり 12.9% 議案又は場合により執行部から説明あり 15.6%	

<p>実地調査の対象 (問 28、P.123)</p>	<p>本店（本社各部門） 91.5% 会社法上の子会社 60.4% 事業所・営業所 58.5% 支店 53.2% 工場 39.3% 海外の子会社 26.0% 関連会社 17.7% 海外の支店・事業所・営業所 9.1%</p>	
<p>実地調査の日数 常勤 (問 29、P.124)</p>	<p>なし 1.2% 年 3 日以内 5.6% 年 5 日以内 7.2% 年 10 日以内 15.7% 年 20 日以内 23.1% 年 30 日以内 17.5% 年 50 日以内 15.0% 年 51 日以上 13.9%</p>	<p>・ 常勤監査役については、「年 10 日超 20 日以内」が 23.1% で最も多い。</p>
<p>非常勤 (問 29、P.124)</p>	<p>なし 46.1% 年 3 日以内 19.9% 年 5 日以内 10.1% 年 10 日以内 10.1% 年 20 日以内 4.5% 年 30 日以内 1.8% 年 50 日以内 0.8% 年 51 日以上 0.3%</p>	<p>・ 非常勤監査役については、「なし」が 46.1% で最も多い。次いで「年 3 日以内」の 19.9%。</p>
<p>連結財務諸表の作成の有無 (問 30、P.125)</p>	<p>作成している 86.1% 作成していない 12.8%</p>	
<p>決算短信 取締役会への 付議状況 (問 30、P.125)</p>	<p>取引所への提出前に決議事項として付議 83.2% 取引所への提出前に報告事項として付議 12.2% 取引所への提出前にも提出後にも付議なし 1.9% 取締役会には付議されないが、常務会等に付議されている 1.0% 取引所への提出後に報告事項として付議 0.5% 取引所への提出後に追認決議事項として付議 0.3%</p>	

公表日 (問 30、P.126)	決算期末から 20 日以内 1.7% 決算期末から 30 日以内 13.8% 決算期末から 40 日以内 16.8% 決算期末から 45 日以内 37.0% 決算期末から 50 日以内 17.3% 決算期末から 55 日以内 9.9% 決算期末から 56 日以後 1.8%	・「45 日ルール」に従って公表した会社は約 7 割 (69.3%)
監査役 (問 30、P.126)	公表前に監査した 80.8% 公表前に監査していない 17.9%	・ 決算短信の監査実施率は 8 割に上り、実務上ほぼ定着。
監査対象 (問 30、P.127)	作成の業務プロセスを監査 32.7% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 73.4% 財務情報を監査 55.1% 非財務情報を監査 52.0%	
有価証券報告書 作成会社か否か (問 31、P.127)	作成会社である 58.0% 作成会社ではない 41.1%	
取締役会への 付議状況 (問 32、P.128)	当局への提出前に決議事項として付議 38.0% 当局への提出前にも提出後にも付議なし 33.6% 当局への提出前に報告事項として付議 15.4% 取締役会には付議されていないが、常務会等には付議 4.4% 当局への提出後に報告事項として付議 3.9% 当局への提出後に追認決議事項として付議 0.5%	・ 有価証券報告書が取締役会に何ら付議されていない会社が 3 割を超える (33.6%)
監査役 (問 33、P.129)	監査している 68.4% 監査していない 27.9%	・ 有価証券報告書の監査実施率は、決算短信に比べやや劣るものの、約 7 割 (68.4%)
監査対象 (問 34、P.130)	作成の業務プロセスを監査 41.2% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 50.1% 財務情報を監査 55.4% 非財務情報を監査 61.1%	
グループ監査 監査役連絡会 (問 35 - 1、P.130)	設けている 40.3% 設けていない 58.3%	
連絡会の位置付け・性格 (問 35 - 2、P.131)	グループ内監査役の相互の情報交換の場 92.4% グループに監査方針等を伝達し監査体制の充実を図る場 59.8% 研修会・勉強会 48.9% グループの監査上の課題を発見し解決策を見出す場 32.2%	・「相互の情報交換の場」(92.4%)との位置付けが多い。
規約の作成 (問 35 - 3、P.131)	作成している 18.5% 作成していない 80.5%	

連絡会の開催回数 (平均) (問 35 - 4、P.132)	3.6 回 / 年	・「年 2 回」が最も多いが、会社により開きがある。
情報収集方法 (問 35 - 5、P.133)	監査役による往査 68.2% 内部監査部門等からの報告 58.3% 子会社管理部門からの報告 48.0% 親会社役員が子会社監査役を兼務 43.1% 親会社監査役が子会社監査役を兼務 42.7% グループ内監査役からの報告 41.3% グループ監査役連絡会やグループ内の監査部門の連絡会などを設置 30.2% グループ内会計監査人からの報告 26.5%	・「監査役による往査」が 68.2% で最も多い。次いで「内部監査部門等からの報告」の 58.3%。 ・親会社から子会社への人材の派遣も少なくない(親会社の役員を子会社監査役に派遣 43.1%、親会社監査役を子会社監査役に派遣 42.7%)。
重点チェック項目 (問 35 - 6、P.134)	子会社等の事業、決算、財務の状況 75.5% 子会社等の内部統制システムの整備状況 45.8% 子会社等の代表取締役に対するヒアリング 41.1% 親会社の経営方針・経営計画と子会社等のそれとの整合性 40.7% 子会社等の特有の問題・課題への対応状況 31.8% 親会社による子会社管理の状況、親子会社間の情報伝達体制 16.5% 親子会社間、又は子会社等が親会社以外の会社との間で行う一般的でない取引の有無 16.3% 子会社等の会計監査人の監査結果 12.5% 子会社等の取締役、監査役に対するヒアリング 11.5%	

内部監査部門等との関係の状況

	監査役設置会社	備考
内部監査部門等 (問 36、P.135)	独立の部署がある 76.4% 独立の部署はない 22.6%	・「内部監査部門等」の設置率が大幅に増加(01年調査; 50.2%)。上場会社では 90.8%。
人数(平均) (問 36、P.136)	全体 5.0 人 専属 4.2 人 兼務 0.9 人	・内部監査部門等に所属する使用人の人数は、若干減少(01年調査; 5.5 人)。 ・内部監査部門等の陣容は、会社により開きがある。
監査計画の 報告・伝達 (問 36、P.138)	[内部監査部門等 監査役(会)] 報告あり 94.0% 報告なし 5.7% [監査役(会) 内部監査部門等] 伝達あり 78.9% 伝達なし 20.7%	・内部監査部門等の「監査計画」については、監査役に報告されている会社が殆ど(94.0%)。

特定事項の 調査依頼 (問 36 、 P.138)	ある 63.2% ない 36.3%	・ 特定事項についての調査依頼の有無については、「ある」が63.2%にとどまる。
監査結果の 報告・伝達 (問 36 、 P.139)	〔内部監査部門等 監査役(会)〕 定期的に報告あり 79.0% 問題事象があるとき報告あり 29.5% 監査役が求めたとき報告あり 25.2% 報告なし 1.5% 〔監査役(会) 内部監査部門等〕 定期的に伝達あり 38.2% 問題事象があるとき伝達あり 55.8% 求められたとき伝達あり 10.1% 伝達なし 8.3%	・ 内部監査部門等の「監査結果」については、監査役に「定期的に報告あり」が79.0%。 ・ 一方、監査役の監査結果の内部監査部門等への伝達については、「問題事象があるとき」が55.8%と最も多い。

会計監査人との関係の状況

	監査役設置会社	備考
監査法人 (問 37 、 P.140)	新日本監査法人 29.5% あずさ監査法人 24.9% 監査法人トーマツ 23.6%	
会計監査人との会合 の開催回数(平均) (問 37 、 P.141)	5.8回/年	・ 最も多い層は「3～4回」の37.0%、次いで「5～6回」の25.9%。「10回以上」も13.8%にのぼる。

<p>会計監査人との情報・意見交換の内容 (問 37、P.142)</p>	<p>会計監査人の監査計画を受領した 88.2% 会計監査人から監査計画の内容について説明があった 83.6% 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった 77.8% 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項の通知・説明を受け、意見交換した 71.5% 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて意見交換した 58.8% 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換した 54.6% 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換した 50.4% 監査役から、監査役の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供した 43.5% 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった 42.8% 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について説明があった 37.0% 監査役から、監査役監査の実施状況について、会計監査人に情報提供した 32.0% 監査役から、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる社内情報等を提供した 21.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「会計監査人の監査計画を受領」(88.2%)、「監査計画の内容について説明があった」(83.6%)が8割を超えた。 ・ 会計監査人が発見した不正又は違法行為等の報告(会社法397)は8.4%と少なくない。 ・ 一方、監査役からの情報提供についても、前向きに行われている(「監査体制や監査計画等について情報提供した」(43.5%)、「監査役監査の実施状況について情報提供した」(32.0%)、「会計監査人監査に影響を及ぼすと思われる社内情報を提供した」(21.1%)。
<p>監査現場の立会い・監査講評の同席 (問 37、P.144)</p>	<p>往査・棚卸に立会い又は同席 69.1% 監査講評に立会い又は同席 59.9% いずれもしていない 12.8%</p>	
<p>会計監査人に期待すること (問 37、P.144)</p>	<p>厳格な会計監査 80.5% 内部統制の的確な評価 72.0% 監査役への適時・的確な報告 71.9% 専門家としての適切な判断 69.3% 経営者からの独立性確保と客観・公正な意見表明 50.3% 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス 47.7% 会計基準の改正等の情報提供 47.0% 効率的な監査 38.5% 子会社等の監査実施状況の報告 31.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人としての本来業務を適切に実施することへの期待が高い。 ・ また、会計監査以外の分野における助言、アドバイス、情報提供に対する期待も少なくない。
<p>会計監査人の報酬等への同意 (問 38、P.145)</p>	<p>すでに同意の手続を行った 69.3% 同意の手続を行っていない 29.5%</p>	

同意に至る 経緯 (問 38 、 P.145)	担当取締役等から提案された当初案どおり、同意に至った 87.4% 監査役の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った 3.3% 監査役の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った 1.6%	・ 監査役の指摘に基づき、「減額した額で同意」(3.3%)のほうが、「増額した額で同意」(1.6%)を上回っている。
担当取締役等からの説明・情報提供 (問 38 、 P.146)	あった 88.7% なかった 10.7%	・ 担当取締役等から説明・情報提供が「あった」会社が多数。
説明・情報提供者 (問 38 、 P.146)	担当取締役 56.2% 経理担当者 49.6%	
説明・情報提供の内容 (問 38 、 P.147)	担当取締役等が会計監査人と協議した経過・内容 69.9% 担当取締役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容 62.2% 会計監査人からの説明内容に対する担当取締役等の見解 37.1% 担当取締役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項 12.9%	
説明・情報提供の十分性 (問 38 、 P.148)	十分 45.1% ある程度十分 33.2% 普通 15.3% やや不十分 4.1% 不十分 0.9%	
見解の相違や議論となった事項の有無 (問 38 、 P.148)	(監査役と担当取締役等の) 見解の相違や議論となった事項があった 7.0% 見解の相違や議論となった事項はなかった 91.1%	・ 監査報酬について、監査役と担当取締役等の間で見解の相違や議論となった事項がある会社は7%にとどまった。
見解の相違点や議論となった事項 (問 38 、 P.149)	監査人員の算定の根拠・考え方 40.2% 監査日数の算定の根拠・考え方 56.1% 監査担当者の単価設定の根拠・考え方 45.7% 監査対象の数・範囲の根拠・考え方 39.0%	
会計監査人からの説明・情報提供 (問 38 、 P.149)	説明や情報提供があった 44.5% 説明や情報提供はなかった 49.5%	・ 会計監査人から説明・情報提供が「あった」会社は、半数にも満たない(44.5%)。

説明の内容 (問 38 、 P.150)	監査日数の算定の根拠・考え方 84.4% 監査人員の算定の根拠・考え方 79.7% 監査対象の数・範囲の根拠・考え方 64.8% 監査担当者の単価設定の根拠・考え方 43.7% 会計監査人と担当取締役等の協議経過・内容 34.1% 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報 14.2%	
説明の十分性 (問 38 、 P.151)	十分 30.2% ある程度十分 40.8% 普通 20.5% やや不十分 5.8% 不十分 1.5%	
同意にあたって 検討・考慮した点 (問 38 、 P.152)	前年度の報酬額 75.5% 監査日数・時間の見積もりの相当性 74.9% 会計監査人の監査計画の内容 69.5% 監査担当者の監査体制 60.8% 監査対象の数・監査実施範囲の見積もりの相当性 41.6% 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比 35.3% 監査担当者の単価設定の相当性 32.2% 担当取締役等と会計監査人が協議した内容やそれらの中で とくに議論となった事項 12.7% 非監査業務の委託状況(内容、報酬金額) 11.9%	・「前年度の報酬額」が最も多く 75.5%。次いで「監査日数・時 間の見積もりの相当性」の 74.9%。
同意の内容 (問 38 、 P.153)	会社法上の監査に係る報酬と金融商品取引法上の監査に係る報 酬を区分せず、その合計額について同意した(包括同意) 67.8% 会社法上の監査に係る報酬には同意を行ったが、金融商品取 引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかつ た 19.3%	・「金融商品取引法上の監査に係 る報酬については同意の対象 としなかつた」が約 2 割 (19.3%) にのぼった。
報酬同意のための 社内プロセス (問 38 、 P.153)	定めた 33.9% 定めていない 62.0%	・ 報酬同意のための社内手続き を予め定めた会社は 33.9%に とどまる。
社内プロセスの 内容 (問 38 、 P.154)	担当取締役等から説明を聴取する機会を設けた 75.9% 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた 46.8% 担当取締役等、内部監査部門等、会計監査人から説明又は情 報提供を受けるべき事項を定めた 7.8% 内部監査部門等から説明を聴取する機会を設けた 6.7%	

<p>会計監査人の報酬に対する同意制度についての問題点 (問 38、P.155)</p>	<p>同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない 51.2% 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとはいえない 25.8% 会社法監査報酬と金融商品取引法監査報酬の区分上の問題がある 25.5% とくに問題はない 21.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない」が51.2%と最も多い。 ・ 次に「会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとはいえない」(25.8%)であり、会計監査人の対応に対する問題指摘も少ない。
--	--	--

監査役の報酬

監査役設置会社		
<p>報酬等の制度 (問 39、P.156)</p>	<p>月額報酬（定額基本給＋業績連動給） 6.7% 月額報酬（定額基本給のみ） 91.8% 賞与の支給制度 60.5% 退職慰労金の支給制度 43.0% ストック・オプションの支給制度 5.8%</p>	
<p>監査役への賞与の支給 (問 40、P.156)</p>	<p>支給があった 49.2% 支給はなかった 50.6%</p>	
<p>報酬額 (問 41、P.157)</p>	<p>（社内常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ～500万円未満 3.8% 500万～1,000万円未満 21.8% 1,000万～1,500万円未満 38.8% 1,500万～2,000万円未満 21.3% 2,000万～3,000万円未満 10.8% 3,000万円以上 3.6% <p>（社外常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ～500万円未満 13.0% 500万～1,000万円未満 28.6% 1,000万～1,500万円未満 35.5% 1,500万～2,000万円未満 16.7% 2,000万～3,000万円未満 5.2% 3,000万円以上 1.0% 	

	<p>(社内非常勤)</p> <p>～500万円未満 68.8%</p> <p>500万～1,000万円未満 22.6%</p> <p>1,000万～1,500万円未満 7.0%</p> <p>1,500万～2,000万円未満 0.8%</p> <p>2,000万～3,000万円未満 0.3%</p> <p>3,000万円以上 0.5%</p>	
	<p>(社外非常勤)</p> <p>～500万円未満 79.5%</p> <p>500万～1,000万円未満 16.4%</p> <p>1,000万～1,500万円未満 3.3%</p> <p>1,500万～2,000万円未満 0.4%</p> <p>2,000万～3,000万円未満 0.2%</p> <p>3,000万円以上 0.2%</p>	
取締役等との比較 (問41、P.158)	<p>(社内常勤)</p> <p>取締役 39.1%</p> <p>執行役員 22.7%</p> <p>部長 15.9%</p> <p>常務取締役(常務執行役員) 9.3%</p> <p>(社外常勤)</p> <p>取締役 26.0%</p> <p>部長 16.1%</p> <p>執行役員 15.1%</p> <p>常務取締役(常務執行役員) 8.1%</p>	<p>・自社の取締役等との比較では、社内・社外を問わず常勤監査役については「平取締役と同レベル」が最も多い。</p>

その他会社法関連事項

	監査役設置会社	
内部統制システムに係る取締役会決議の見直し (大会社のみ回答) (問42、P.160)	<p>見直しを行った 31.4%</p> <p>見直しを行っていない 67.7%</p>	<p>・最初に決議した内部統制システムに係る取締役会決議について、その後見直し決議をした会社は3割(31.4%)</p>

<p>見直した項目 (問 42、P.161)</p>	<p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制 60.5% 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 57.7% 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 48.6% 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 46.1% 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 46.0% 企業集団における業務の適正を確保するための体制 44.9% 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 38.0% 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 37.9% 監査役が実効的に行われることを確保するための体制 31.6% 使用人の取締役からの独立性に関する事項 30.9% 財務報告の適正性を確保するための体制 19.6% 企業理念・企業統治に関する考え方 18.2%</p>	<p>・ 見直した項目は、会社法及び会社法施行規則に定められた項目のほぼ全般に及ぶ。ただし、監査役が実効的に行われることを確保するための体制（補助使用人の体制、監査役への報告体制等）については、やや低め。</p>
<p>買収防衛策 (問 43、P.162)</p>	<p>基本方針を定めている 7.8% 検討はしたが、定めていない 27.3% 検討もしていない 63.3%</p>	<p>・ 上場会社では、「定めている」が13.6%。</p>
<p>株主意思の確認方法 (問 43、P.162)</p>	<p>定款変更をして、株主総会の議案として提案 36.6% 定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案 39.9% 取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した 8.9% 株主の意思を問うための方策は特段とっていない 9.6%</p>	
<p>株主代表訴訟における不提訴理由の通知の機会 (問 44、P.163)</p>	<p>あった 0.7% なかった 97.0%</p>	<p>・ 会社法により導入された、不提訴理由の通知を行った会社は29社（0.7%）、うち上場会社19社。</p>
<p>監査役が相談できる弁護士の有無 (問 45、P.163)</p>	<p>監査役が独自に弁護士と契約 1.1% 会社の顧問弁護士に相談 73.1% その他に相談できる弁護士がいる 24.0% 相談できる弁護士はいない 9.1%</p>	<p>・ 約7割(73.1%)が「会社の顧問弁護士」。 ・ 一方、「相談できる弁護士はいない」は1割未満(9.1%)。</p>

以上

(2) 委員会設置会社版 調査結果 (要約)

注 1) カッコ内は独立企業 (グループ親会社及び独立系企業) に関する集計結果。

注 2) 回答会社数 67 社 (うち独立企業 39 社)

会社の概要

	委員会設置会社	備考
資本金 (F 1、P.165)	5 億円未満 9.0(0.0) % 5 ~ 10 億円未満 5.9(7.7) % 10 ~ 50 億円未満 19.4(15.4) % 50 ~ 100 億円未満 17.9(23.1) % 100 ~ 500 億円未満 31.3(25.6) % 500 億円 ~ 14.9(25.6) %	
親会社・子会社 (F 2、P.166)	親会社はあるが、子会社はない 14.9(2.6) % 親会社はないが、子会社はある 53.7(84.6) % 親会社も子会社もある 29.9(10.3) % 親会社も子会社もない 1.5(2.6) %	
純粋持株会社 (F 3、P.166)	純粋持株会社である 13.4(20.5) % 純粋持株会社ではない 74.6(79.5) %	
上場区分 (F 4、P.167)	東証 1 部 61.2(69.2) % ; 41(27) 社 東証 2 部上場 6.0(5.1) % ; 4(2) 社 その他上場 7.5(12.8) % 非上場 25.4(12.8) %	
公開・非公開 (F 5、P.167)	公開会社 76.1(89.7) % 非公開会社 22.4(7.7) %	
会社法上の区分 (F 6、P.167)	大会社 89.6(97.4) % 大会社以外 9.0(0.0) % その他 1.5(2.6) %	

業種 (F7、P.168)	電気機器 16.4(23.1)% サービス業 10.4(5.1)% その他金融業 10.4(2.6)% 銀行業 9.0(15.4)% 医薬品 6.0(7.7)% 機械 6.0(5.1)% 小売業 4.5(7.7)% 卸売業 4.5(5.1)% 不動産業 4.5(5.1)% 証券業 4.5(5.1)% 情報・通信業 4.5(0.0)%	
決算月 (F8、P.169)	3月 89.6(82.1)% 12月 7.5(12.8)% 2月 1.5(2.6)% 9月 1.5(2.6)%	
従業員数 単体 (F9、P.169)	500人未満 41.8(41.0)% 500～1,000人未満 16.4(17.9)% 1,000～5,000人未満 29.9(25.6)% 5,000～10,000人未満 4.5(2.6)% 10,000人以上 4.5(7.7)%	
連結 (F9、P.170)	500人未満 9.8(11.8)% 500～1,000人未満 9.8(11.8)% 1,000～5,000人未満 33.3(32.4)% 5,000～10,000人未満 15.7(11.8)% 10,000人以上 31.4(32.4)%	

企業統治体制について

	委員会設置会社	備考
委員会設置会社への 移行時期 (問1、P.171)	2～5期目 97.0(94.9)% 1期目 3.0(5.1)%	・委員会設置会社に移行する会社は年々減少傾向にある。
会計参与 (問4、P.174)	設置している 0.0(0.0)% 設置していない 98.5(100.0)% 無回答 1.5(0.0)%	
取締役数(平均) (問2、P.171)	8.6(9.6)人	・「6人」という会社及び「11人以上」が最も多い(23.9%)。次いで「7人」(20.9%)。

社外取締役(平均) (問2、P.172)	4.7(4.9)人 社外過半数の会社 49.3(48.7)%	・社外取締役が取締役の過半数を占める会社が約半数(49.3%)。
執行役(平均) (問3、P.173)	11.2(11.9)人 取締役兼務者 2.9(3.4)人	・執行役の人数については、会社により大きな開きがある。 ・執行役兼務の取締役が「0人」という会社が1社。

監査体制

	委員会設置会社	備考
三委員会の構成 (平均) (問5、P.175)	<p>【監査委員会】総数 3.6(3.7)人 社内常勤 0.6(0.7)人 社外常勤 0.1(0.1)人 社内非常勤 0.1(0.1)人 社外非常勤 2.7(2.8)人</p> <p>【指名委員会】総数 4.0(4.4)人 社内常勤 1.3(1.3)人 社外常勤 0.0(0.0)人 社内非常勤 0.1(0.1)人 社外非常勤 2.7(3.0)人</p> <p>【報酬委員会】総数 3.8(4.2)人 社内常勤 1.1(1.2)人 社外常勤 0.0(0.0)人 社内非常勤 0.0(0.1)人 社外非常勤 2.7(2.9)人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「社内常勤」が1名に満たないのは監査委員会のみ(0.6人)。 ・委員会に「常勤」がいる会社の割合も監査委員会が最も低く65.7%。
監査委員の経験年数 (自社)(平均) (問6 a、P.181)	<p>全体 1.8(1.8)年 社内 1.3(1.5)年 社外 1.8(1.8)年</p>	・自社監査委員としての経験年数は「社内監査委員」1.3年、「社外監査委員」1.8年と「社内」のほうが0.5年短い。
監査委員の経験年数 (通算)(平均) (問6 b、P.183)	<p>全体 1.9(1.8)年 社内 1.3(1.5)年 社外 2.0(1.9)年</p>	・監査委員としての経験年数は、自社監査委員としての経験年数とさほど変わらない。
監査役の経験年数 (通算)(平均) (問6 c、P.184)	<p>全体 1.5(1.8)年 社内 0.8(0.7)年 社外 1.8(2.2)年</p>	

年齢(平均) (問6 d、P.186)	全体 61.1(63.0)歳 社内 61.0(60.9)歳 社外 61.1(63.5)歳	・ 平均年齢は「社内」と「社外」とで大きな差は無い。ただし、「社内」は「56歳～65歳」に集中しているのに対し、「社外」は「50歳以下」から「71歳以上」まで幅広く分布。
社内監査委員の前職 (問6 e、P.187)	常務取締役(常務執行役(員)) 25.5(25.8)% 執行役(員) 14.9(16.1)% 取締役 8.5(9.7)%	・ 前職が役付取締役(社長、副社長、専務、常務)又は役付執行役(員)である社内監査委員が42.6%。
社外監査委員の前職 又は現職 (問6 e、P.188)	親会社の役職員 24.6(1.7)% 会社と無関係な会社の役職員 19.9(26.1)% 弁護士 11.0(16.5)% 大株主の役職員 10.5(7.0)% 公認会計士 8.9(14.8)%	・ 社外監査委員の出身については、全体と独立企業とで大きく異なる。
主たる業務経験 (社内監査委員) (問6 f、P.189)	経理・財務 25.5(25.8)% 営業 19.1(19.4)% 監査・検査・審査 10.6(16.1)% 企画(社長室等を含む) 8.5(9.7)% 製造 8.5(6.5)% 研究開発 8.5(0.0)%	・ 「経理・財務」が25.5%と最も多い。次いで「営業」の19.1%。
主たる業務経験 (社外監査委員) (問6 f、P.190)	経理・財務 20.9(16.5)% 営業 14.7(16.5)% 法務 9.4(12.2)% 監査・検査・審査 7.9(4.3)% 企画(社長室等を含む) 5.2(5.2)% 研究開発 4.7(3.5)%	・ 社外監査委員についても、社内監査委員と同様に「経理・財務」が20.9%と最も多い。
補欠役員 (問7、P.190)	選任した 0.0(0.0)% 選任していない 100.0(100.0)%	・ 委員会設置会社については、監査役設置会社と異なり、補欠役員を選任した会社はない。
選任に係る決議の有効期間に関する定款の定め (問8、P.191)	設けている 3.0(0.0)% (定款に定めている期間 1年 100.0(0.0)%) 設けていない 92.5(97.4)%	・ 定款規定についても、設けていない会社が多い。
補助取締役 (問9、P.191)	設置している 7.5(10.3)% (人数 1人 80.0(75.0)%) 設置していない 92.5(89.7)%	・ 補助「取締役」を設置した会社は5社(7.5%)。うち4社が「1人」のみの選任。

補助使用人 (問9、P.192)	設置している 73.1(82.1)% 設置していない 26.9(17.9)%	・ 補助「使用人」の設置率は73.1%。独立企業でも82.1%に止まる。
人数(平均) (問9、P.192)	全体 2.9(3.6)人 専属 1.6(1.8)人 兼務 1.2(1.8)人	・ 平均人数は2.9人であるが、「1人」が最も多く40.8%。次いで「2人」の24.5%。
職務内容 (問9、P.194)	監査の事前準備 95.9(93.8)% 監査委員会など会議の事務局 93.9(90.6)% 監査委員会の議事録等の作成・整備 91.8(90.6)% 監査(調査)の同行 89.8(84.4)% 監査方針、監査計画の原案作成 81.6(78.1)% 監査調書の作成 71.4(62.5)% 監査委員を代行しての調査、ヒアリング等の実施 63.3(68.8)%	・ 単なる「秘書業務」にとどまらず、「監査の事前準備」、「監査(調査)の同行」、「監査方針・監査計画の原案作成」など、幅広く監査委員会の職務補助を行っている。
補助使用人に対する監査委員会の関与権 (問9、P.194)	人事異動 98.0(96.9)% 人事評価 79.6(78.1)% 懲戒処分 63.3(53.1)%	・ 「人事評価」についても、約8割(79.6%)の会社で関与。

監査委員会の運営

	委員会設置会社	備考
監査委員会規則 (問10、P.195)	制定している 100.0(100.0)%	・ 「監査委員会規則」は、すべての会社が制定している。
監査委員会 開催回数(平均) (問11、P.195)	11.2(10.4)回/年	
開催のタイミング (問11、P.196)	取締役会開催日より1日以上前 14.9(20.5)% 取締役会当日、開催前 20.9(20.5)% 取締役会当日、開催後 32.8(38.5)% 取締役会と無関係に開催 25.4(15.4)%	・ 取締役会の当日に開催している会社が約半数(53.7%)。
出席者 (問11、P.196)	会計監査人 74.6(71.8)% 内部監査部門等の長 62.7(74.4)% 執行役 58.2(61.5)% 内部統制部門の長 50.7(56.4)% 取締役(執行役を兼ねる場合を含む) 44.8(53.8)% 内部監査部門等、内部統制部門の長以外の部課長 28.4(25.6)% 子会社の役職員 20.9(23.1)%	・ 監査委員会には、補助取締役や補助使用人以外の者を積極的に出席させている。「会計監査人」、「内部監査部門等の長」、「執行役」などが多い。

<p>決議、協議、報告事項 (問 11、P.197)</p>	<p>監査方針の決定 91.0(89.7)% 監査計画又は監査実施計画の決定 89.6(89.7)% 監査委員会の議長又は招集者の決定 88.1(84.6)% 執行役からの報告受領・意見交換 80.6(79.5)% 監査委員会の職務の分担 76.1(66.7)% 会計監査人の再任の可否 68.7(61.5)% 指名監査委員等の選定 64.2(56.4)% 各監査委員の監査実施結果の報告受領・意見交換 64.2(56.4)% 内部統制システムの整備に関する基本方針における監査委員会関連事項の決定 49.3(59.0)% 代表執行役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定 46.3(41.0)% 株主総会における監査委員会監査結果の口頭報告者の決定 40.3(46.2)%</p>	<p>・「監査方針の決定」、「監査計画の策定」、「監査委員会の議長又は招集者の決定」のほか、「執行役からの報告受領・意見交換」も80.6%と高い。 ・「その他」回答として、「内部統制部門・内部監査部門からの報告受領」、「会計監査人からの報告受領・意見交換」なども見られる。</p>
<p>社外監査委員との情報共有の有無 (問 12、P.198)</p>	<p>可能な限りあらゆる情報を共有 94.0(94.9)% 一部共有していない情報がある 1.5(2.6)% あまり意識していない 0.0(0.0)%</p>	<p>・「一部共有していない情報がある」が1社(1.5)ある。その理由は「重要性が乏しい情報だから」(下欄参照)。</p>
<p>情報共有できない理由 (問 12、P.198)</p>	<p>重要性が乏しい情報だから 100.0(100.0)%</p>	
<p>監査委員会議事録 (問 13、P.199)</p>	<p>会社法により記載内容が変わった 26.9(25.6)% 会社法により記載内容は変わっていない 68.7(69.2)%</p>	<p>・会社法の施行に伴い監査委員会議事録の記載方法を変えた会社は26.9%にとどまる。</p>
<p>記載内容 (問 13、P.199)</p>	<p>社外監査委員の発言を詳細に記載 3.0(5.1)% 社内・社外にかかわらず発言を詳細に記載 19.4(25.6)% 発言の要旨のみを記載 70.1(61.5)%</p>	<p>・「発言の要旨のみを記載」が最も多く70.1%。</p>

監査活動の状況

	委員会設置会社	備考
<p>監査委員会監査基準 (問 14、P.200)</p>	<p>策定している 70.1(61.5)% 今後策定する予定 11.9(17.9)% 策定する予定はない 16.4(20.5)%</p>	<p>・「監査委員会監査基準」を策定している会社は70.1%にとどまる。</p>
<p>協会策定基準との比較 (問 14、P.200)</p>	<p>概ね同じ内容である 44.7(66.7)% 半分程度同じ内容である 27.7(16.7)% あまり意識した内容になっていない 27.7(16.7)%</p>	<p>・独立企業では協会策定の監査基準と「概ね同じ」が66.7%にのぼるが、全体では半数以下の44.7%にとどまる。</p>

監査計画 (問 15、P.200)	<p>毎期策定している 98.5(97.4)%</p> <p>毎期には策定していない 1.5(2.6)%</p>	
内容 (問 15、P.201)	<p>監査方針 95.5(94.7)%</p> <p>監査上の重要課題 86.4(84.2)%</p> <p>監査の方法 75.8(73.7)%</p> <p>監査範囲・対象 68.2(73.7)%</p> <p>監査実施時期 66.7(71.1)%</p> <p>監査委員会の職務の分担 47.0(44.7)%</p>	<p>・「監査上の重要課題(重点監査項目)」の具体的内容は、「内部統制システムの構築・運用状況の監査」、「取締役及び執行役の意思決定の適正性、業務執行の効率性の監査」、「コンプライアンス体制の監査」など。</p>
代表執行役等への報告・説明 (問 15、P.202)	<p>代表執行役への報告・説明あり 37.9(42.1)%</p> <p>代表執行役以外の執行役への報告・説明あり 24.2(28.9)%</p> <p>取締役会への報告・説明あり 80.3(71.1)%</p> <p>代表執行役等への報告・説明なし 3.0(5.3)%</p>	<p>・「取締役会への報告・説明あり」が最も多く80.3%。「代表執行役への報告・説明あり」は37.9%にとどまる。</p>
非常勤の社外監査委員の果たす役割 (問 16、P.202)	<p>職務の分担をしている 40.9(30.8)%</p> <p>明確な分担はないが、定例的に監査を実施 16.7(15.4)%</p> <p>明確な分担はないが、非定例的に監査を実施 25.8(15.4)%</p> <p>大所高所から又は専門家・経験者としての意見を陳述 59.1(69.2)%</p>	<p>・非常勤社外監査委員に対し職務分担を行っている会社は40.9%。</p>
非常勤の社外監査委員の監査活動 (問 17、P.203)	<p>取締役、執行役、会計監査人などからのヒアリング等に同席 100.0(100.0)%</p> <p>経営会議等の重要会議に出席 56.1(46.2)%</p> <p>必要に応じて現場往査 56.1(41.0)%</p> <p>必要に応じて書類の閲覧 50.0(48.7)%</p>	<p>・非常勤監査委員は、すべての会社で「取締役、執行役、会計監査人などからのヒアリング等に同席」している。</p>
監査費用 (問 18、P.203)	<p>予算化している 38.8(38.5)%</p> <p>予算化していない 59.7(61.5)%</p>	<p>・監査費用を予算化している会社は4割(38.8%)にとどまる。</p>
実額 (問 18、P.204)	<p>50万円未満 32.8(25.6)%</p> <p>50万円～100万円未満 9.0(15.4)%</p> <p>100万円～200万円未満 9.0(10.3)%</p> <p>200万円～400万円未満 10.4(12.8)%</p> <p>400万円～1,000万円未満 12.0(2.6)%</p> <p>1,000万円～ 17.9(18.0)%</p>	<p>・監査費用の実額については、会社により大きな開きがある。</p>
代表執行役との定期的会合 (問 19、P.204)	<p>実施している 59.7(66.7)%</p> <p>概ね実施している 4.5(5.1)%</p> <p>あまり実施していない 13.4(15.4)%</p> <p>実施していない 20.9(10.3)%</p>	<p>・代表執行役との定期的会合は、独立企業で実施率が高い(66.7%)。</p>

頻度 (問 19 、 P.205)	1～2回 46.5(35.7)% 3～6回 30.2(35.7)% 7～11回 11.6(14.3)% 12回以上 9.3(10.7)%	・「1～2回」が最も多く46.5%。
意見交換のテーマ (問 19 、 P.205)	会社に対処すべき課題 93.0(89.3)% 会社を取り巻くリスク 88.4(85.7)% 経営方針の確認 67.4(60.7)% 最近の監査結果の問題点 46.5(46.4)% 監査委員会監査の環境整備の状況 23.3(28.6)%	・「会社に対処すべき課題」が93.0%と高い一方、「最近の監査結果の問題点」が半数以下の46.5%にとどまる。
定期的会合をあまり実施していない理由 (問 19 、 P.206)	随時対話できるので、定期的会合は不要 87.0(80.0)% 経営会議等で自由に意見を述べるので必要性を感じていない 87.0(70.0)% 他の執行役との会合を実施しているから 13.0(20.0)%	
取締役会 資料提供の タイミング (問 20 、 P.206)	必ず事前に提供 50.7(66.7)% 議案又は場合により事前に提供 40.3(23.1)% 会議の場で配布 4.5(2.6)%	・「必ず事前に提供」が半数(50.7%)を占め、独立企業では66.7%にのぼる。
監査委員の質問・ 意見開陳の機会 (問 20 、 P.207)	必ず事前に質問・意見開陳の機会あり 31.3(41.0)% 議案又は場合により、事前に質問・意見開陳の機会あり 52.2(46.2)% 事前に質問・意見開陳の機会なし 11.9(10.3)%	・事前の意見開陳の機会も、「必ずあり」は独立企業が41.0%と高い。
監査委員の 発言状況 (問 20 、 P.207)	議長からの発言の求めに応じて発言 0.0(0.0)% 議長からの発言の求めがなくとも発言 95.5(97.4)% ほとんど発言しない 0.0(0.0)%	・すべての会社において、議長からの発言の求めに関わらず、必要に応じて適宜発言を行っている。
監査委員としての 立場を意識しての 発言の有無 (問 20 、 P.207)	常に監査委員の立場を意識して発言 65.7(53.8)% 雰囲気等に応じて自由に発言 25.4(35.9)% 特に意識していない 3.0(5.1)%	・「常に監査委員としての立場を意識して発言」が65.7%と最も高い(独立企業では53.8%)。
監査委員会としての 意見と個人としての 意見の明確化 (問 20 、 P.208)	監査委員会の意見が個人の意見がわかるように発言 35.8(43.6)% とくに断りのない限り監査委員会の意見として受け止められている 29.9(12.8)% とくに断りのない限り個人の意見として受け止められている 16.4(25.6)% 監査委員会の意見が個人の意見があまり意識していない 13.4(15.4)%	・「監査委員会の意見が個人の意見がわかるように発言」が35.8%と最も高い。

<p>監査委員の意見表明等に関する執行部の受け止め方 (問 21、P.208)</p>	<p>非常に真摯に受け止められている 73.1(79.5)% ある程度真摯に受け止められている 22.4(17.9)% あまり真摯に受け止められていない 0.0(0.0)% 真摯には受け止められていない 0.0(0.0)%</p>	<p>・「非常に真摯に受け止められている」が73.1%と最も高い。</p>
<p>取締役会の監査における留意点 (問 22、P.209)</p>	<p>付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 59.7(56.4)% 付議されるべき議案の遺漏の有無 50.7(46.2)% 担当取締役からの報告・説明の充分性 50.7(66.7)% 付議議案に関する説明資料の充分性 47.8(56.4)% 各取締役の議論の充分性 47.8(33.3)%</p>	<p>・「付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性」が最も高く59.7%。 ・「付議されるべき議案の遺漏の有無」も半数(50.7%)にのぼっており、意識が高い。</p>
<p>実質的な意思決定機関の有無 (問 23、P.209)</p>	<p>ある 94.0(92.3)% ない 4.5(5.1)%</p>	<p>・「経営会議」、「執行役会議」などの実質的な意思決定機関を設けている会社が大多数。</p>
<p>監査委員の出席状況 (問 23 - 1、P.210)</p>	<p>全ての監査委員が出席 11.1(11.1)% 一部の監査委員が出席 73.0(61.1)% 輪番で出席 0.0(0.0)% 監査委員は出席していない 11.1(19.4)%</p>	<p>・「一部の監査委員が出席」が73.0%と最も多く、「出席していない」は1割(11.1%)にとどまる。</p>
<p>資料提供のタイミング (問 23 - 2、P.210)</p>	<p>必ず事前に提供 46.4(44.8)% 議案又は場合により事前に提供 44.6(44.8)% 会議の場で配布 7.1(6.9)%</p>	<p>・取締役会付議資料と同様、「必ず事前に提供が」最も多く46.4%。</p>
<p>監査委員の発言状況 (問 23 - 3、P.211)</p>	<p>議長からの発言の求めに応じて発言 12.5(13.8)% 議長からの発言の求めがなくとも発言 82.1(82.8)% ほとんど発言しない 1.8(0.0)%</p>	
<p>監査委員としての立場を意識しての発言の有無 (問 23 - 4、P.211)</p>	<p>常に監査委員の立場を意識して発言 83.9(82.8)% 雰囲気等に応じて自由に発言 12.5(10.3)% 特に意識していない 1.8(3.4)%</p>	<p>・取締役会に比べて、「常に監査委員の立場を意識して発言」が大幅に高く83.9%。</p>
<p>監査委員欠席時の資料提供や説明の有無 (問 23 - 5、P.212)</p>	<p>必ず会議資料の提供あり 68.3(55.6)% 必ず執行部からの説明あり 14.3(13.9)% 議案又は場合により会議資料の提供あり 9.5(13.9)% 議案又は場合により執行部から説明あり 14.3(11.1)%</p>	
<p>実地調査の実施 (問 24、P.212)</p>	<p>行う 70.1(71.8)% 行わない 29.9(28.2)%</p>	<p>・常勤・非常勤を問わず監査委員が実地調査を行う会社は7割(70.1%)。</p>

<p>実地調査の対象 (問 25、P.213)</p>	<p>本店(本社各部門) 87.2(82.1)% 会社法上の子会社 72.3(75.0)% 支店 59.6(50.0)% 事業所・営業所 57.4(42.9)% 海外の子会社 55.3(46.4)% 工場 46.8(39.3)% 海外の支店・事業所・営業所 29.8(25.0)% 関連会社 17.0(17.9)%</p>	<p>・ 委員会設置会社には海外拠点を有する会社も多いことから、「海外の子会社」(55.3%)、「海外の支店・事業所・営業所」(29.8)の割合も高い。</p>
<p>実地調査の日数 常勤 (問 26、P.214)</p>	<p>なし 0.0(0.0)% 年 3 日以内 2.7(4.8)% 年 5 日以内 8.1(9.5)% 年 10 日以内 5.4(9.5)% 年 20 日以内 27.0(23.8)% 年 30 日以内 21.6(19.0)% 年 50 日以内 18.9(14.3)% 年 51 日以上 16.2(19.0)%</p>	<p>・ 常勤監査委員は、「年 20 日以内」が最も多く 27.0%。</p>
<p>非常勤 (問 26、P.214)</p>	<p>なし 25.5(35.7)% 年 3 日以内 6.4(10.7)% 年 5 日以内 27.7(28.6)% 年 10 日以内 10.6(0.0)% 年 20 日以内 21.3(14.3)% 年 30 日以内 2.1(3.6)% 年 50 日以内 2.1(3.6)% 年 51 日以上 0.0(0.0)%</p>	<p>・ 非常勤監査委員は、「年 5 日以内」が最も多く 27.7%。「なし」が 25.5%ある一方、「年 20 日以内」が 21.3%にのぼるなど、非常勤とはいえ活動的である。</p>
<p>連結財務諸表の作成の有無 (問 27、P.215)</p>	<p>作成している 94.0(91.2)% 作成していない 6.0(8.8)%</p>	
<p>決算短信 取締役会への 付議状況 (問 27、P.215)</p>	<p>取引所への提出前に決議事項として付議 68.0(64.7)% 取引所への提出前に報告事項として付議 20.0(20.6)% 取引所への提出後に報告事項として付議 2.0(2.9)% 取引所への提出前にも提出後にも付議なし 4.0(5.9)% 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役会議等には付議 6.0(5.9)%</p>	

公表日 (問 27、P.215)	決算期末から 20 日以内 4.0(2.9)% 決算期末から 30 日以内 36.0(14.7)% 決算期末から 40 日以内 10.0(11.8)% 決算期末から 45 日以内 20.0(29.4)% 決算期末から 50 日以内 16.0(23.5)% 決算期末から 55 日以内 8.0(8.8)% 決算期末から 56 日以後 2.0(2.9)%	・「45 日ルール」に従って公表した会社は 70.0%。
監査委員会の監査 (問 27、P.216)	公表前に監査した 62.0(58.8)% 公表前に監査していない 36.0(38.2)%	・決算短信を「監査した」会社は 62.0%にとどまる。
監査対象 (問 27、P.216)	作成の業務プロセスを監査 35.5(40.0)% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 54.8(70.0)% 財務情報を監査 54.8(50.0)% 非財務情報を監査 51.6(45.0)%	
有価証券報告書 作成会社か否か (問 28、P.216)	作成会社である 76.1(89.7)% 作成会社ではない 23.9(10.3)%	
取締役会への 付議状況 (問 29、P.217)	当局への提出前に決議事項として付議 19.6(17.1)% 当局への提出前に報告事項として付議 19.6(14.3)% 当局への提出後に報告事項として付議 2.0(2.9)% 当局への提出前にも提出後にも付議なし 37.3(40.0)% 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役員会議等には付議 15.7(20.0)%	・有価証券報告書については、取締役会に付議も報告もされていない会社が 37.3%と最も多い。
監査委員会の監査 (問 30、P.217)	監査している 49.0(45.7)% 監査していない 45.1(45.7)%	・有価証券報告書を「監査した」会社は半数(49.0%)にとどまる。
監査対象 (問 31、P.218)	作成の業務プロセスを監査 52.0(56.3)% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 64.0(75.0)% 財務情報を監査 36.0(43.8)% 非財務情報を監査 44.0(43.8)%	
グループ監査 監査委員連絡会 (問 32 - 1、P.218)	設けている 58.9(54.1)% 設けていない 39.3(43.2)%	
連絡会の 位置付け・性格 (問 32 - 2、P.219)	グループ内監査委員の相互の情報交換の場 90.9(85.0)% グループに監査方針等を伝達し監査体制の充実を図る場 51.5(50.0)% 研修会・勉強会 36.4(30.0)% グループの監査上の課題を発見し解決策を見出す場 18.2(20.0)%	

規約の作成 (問 32 - 3、P.219)	作成している 15.2(20.0) % 作成していない 78.8(75.0) %	
連絡会の開催回数 (平均) (問 32 - 4、P.220)	4.2(4.2)回 / 年	・ 年間平均は 4.2 回であるが、「1回」という会社が 30.3%で最も多い。他方、「6回以上」も 27.3%あるなど、開催頻度は会社により開きがある。
情報収集方法 (問 32 - 5、P.221)	内部監査部門等からの報告 76.8(86.5) % グループ内監査委員(監査役)からの報告 62.5(54.1) % 監査委員による往査 60.7(54.1) % 子会社管理部門からの報告 48.2(54.1) % 親会社役職員が子会社監査委員(監査役)を兼務 48.2(40.5) % 連絡会などの設置により情報収集 48.2(45.9) % グループ内会計監査人からの報告 37.5(43.2) % 親会社監査委員が子会社監査委員(監査役)を兼務 26.8(32.4) % 親会社監査委員会の補助使用人が子会社監査委員(監査役)を兼務している 10.7(13.5) %	・ 「内部監査部門等からの報告」(76.8%)や「グループ内監査委員(監査役)からの報告」(62.5%)など、社内又はグループ内に設けられた報告システムを通じた情報収集が主たる方法となっている。
重点チェック項目 (問 32 - 6、P.222)	子会社等の事業、決算、財務の状況 69.6(64.9) % 子会社等の内部統制システムの整備状況 51.8(54.1) % 子会社等の代表取締役(代表執行役)に対するヒアリング 42.9(37.8) % 親会社の経営方針・経営計画と子会社等のそれとの整合性 37.5(35.1) % 子会社等の特有の問題・課題への対応状況 32.1(27.0) % 子会社等の会計監査人の監査結果 17.9(27.0) % 親会社による子会社管理の状況、親子会社間の情報伝達体制 14.3(18.9) % 子会社等の取締役、監査委員(監査役)に対するヒアリング 10.7(10.8) %	

内部監査部門等との関係の状況

	委員会設置会社	備考
内部監査部門等 (問 33、P.223)	独立の部署がある 82.1(97.4) % 独立の部署はない 17.9(2.6) %	・ 「内部監査部門等」の設置率は 82.1%。ただし、東証一部上場企業(41社)については、100%(別紙比較表参照)

人数(平均) (問 33 、 P.224)	全体 11.4(13.2)人 専属 10.4(12.2)人 兼務 1.0(0.9)人	・ 内部監査部門等の人数は平均 11.4 人であるが、「51 人以上」が 1 社あるなど、その陣容は会社毎に開きがある。
監査計画の 報告・伝達 (問 33 、 P.227)	(内部監査部門等→監査委員会) 報告あり 94.5(94.7)% 報告なし 5.5(5.3)% (監査委員会→内部監査部門等) 伝達あり 85.5(84.2)% 伝達なし 14.5(15.8)%	
特定事項の 調査依頼 (問 33 、 P.227)	ある 85.5(84.2)% ない 14.5(15.8)%	・ 内部監査部門等に対する特定事項の調査依頼については、85.5%が「ある」としている。
監査結果の 報告・伝達 (問 33 、 P.228)	(内部監査部門等→監査委員会) 定期的に報告あり 87.3(89.5)% 問題事象あるとき報告あり 29.1(31.6)% 監査委員が求めたとき報告あり 34.5(34.2)% 報告なし 1.8(2.6)% (監査委員会→内部監査部門等) 定期的に伝達あり 54.5(60.5)% 問題あるとき伝達あり 49.1(42.1)% 求められたとき伝達あり 9.1(7.9)% 伝達なし 7.3(5.3)%	・ 内部監査部門等から監査委員会への報告は、87.3%の会社で「定期的に」行われている。 ・ 他方、監査委員会の監査結果の内部監査部門等への伝達については、「定期的に」が最も多く 54.5%。

会計監査人との関係の状況

	委員会設置会社	備考
監査法人 (問 34 、 P.229)	新日本監査法人 50.7(23.1)% あずさ監査法人 23.9(38.5)% 監査法人トーマツ 19.4(28.2)%	
会計監査人との会合 の開催回数(平均) (問 34 、 P.229)	5.4(6.1)回/年	・ 年間「5～6回」が 29.9%と最も多く、次いで「3～4回」の 26.9%となっている。

<p>会計監査人との情報・意見交換の内容 (問 34 、 P.230)</p>	<p>会計監査人から監査計画の内容について説明があった 95.5 (92.3) % 会計監査人の監査計画を受領した 92.5(87.2) % 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項の通知・説明を受け、意見交換した 82.1(74.4) % 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換した 74.6 (64.1) % 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった 74.6(82.1) % 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて意見交換した 65.7(53.8) % 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった 49.3(46.2) % 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった 47.8(59.0) % 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換を行った 46.3(51.3) % 監査委員会から、監査委員会の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った 29.9(33.3) % 会計監査人から、会計監査人と取締役との間で見解が相違した事項について、報告・説明を受けた 23.9(12.8) %</p>	<p>・ 会計監査人の監査計画の受領・説明聴取が9割を超えている。 ・ 「重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換した」も 74.6%と比較的高く、財務諸表に及ぼす影響が大きいと思われる事項について、意見交換が行われている。 ・ 他方、監査委員会から会計監査人への情報提供については、「監査委員会の監査体制や監査計画等について情報提供した」が 29.9%にとどまるなど、さほど高くない。</p>
<p>監査現場の立会い・監査講評の同席 (問 34 、 P.232)</p>	<p>往査・棚卸に立会い又は同席 31.3(33.3) % 監査講評に立会い又は同席 29.9(33.3) % いずれもしていない 49.3(43.6) %</p>	<p>・ 会計監査人の往査・棚卸への立会いや監査講評への同席については、「いずれもしていない」が最も多く、約半数(49.3%)にのぼる。</p>
<p>会計監査人に期待すること (問 34 、 P.232)</p>	<p>内部統制的的確な評価 91.0(87.2) % 厳格な会計監査 86.6(84.6) % 専門家としての適切な判断 83.6(82.1) % 監査委員会への適時・的確な報告 74.6(84.6) % 効率的な監査 64.2(71.8) % 経営者からの独立性確保と客観・公正な意見表明 53.7(66.7) % 子会社等の監査実施状況の報告 49.3(51.3) % 会計基準の改正等の情報提供 44.8(51.3) % 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス 35.8(43.6) %</p>	
<p>会計監査人の報酬等への同意 (問 35 、 P.233)</p>	<p>すでに同意の手続を行った 83.6(76.9) % 同意の手続を行っていない 16.4(23.1) %</p>	

同意に至る 経緯 (問 35 、 P.233)	担当執行役等から提案された当初案どおり、同意に至った 83.9 (80.0) % 監査委員会の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った 3.6(3.3) % 監査委員会の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った 3.6(6.7) %	・ 執行役等から提案された当初案どおりに同意に至ったケースが多数であるが、監査委員会の指摘に基づき「減額」又は「増額」した会社もそれぞれ2社(3.6%)みられる。
担当取締役等からの説明・情報提供 (問 35 、 P.234)	あった 94.6(93.3) % なかった 3.6(6.7) %	
説明・情報提供者 (問 35 、 P.234)	担当執行役 77.4(78.6) % 経理担当者 37.7(35.7) %	
説明・情報提供の内容 (問 35 、 P.234)	担当執行役等が会計監査人と協議した経過・内容 77.4(71.4) % 担当執行役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容 81.1(75.0) % 会計監査人からの説明内容に対する担当執行役等の見解 41.5(42.9) % 担当執行役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項 15.1(10.7) %	
説明・情報提供の 充分性 (問 35 、 P.235)	十分 39.6(50.0) % ある程度十分 28.3(28.6) % 普通 24.5(14.3) % やや不十分 1.9(0.0) % 不十分 0.0(0.0) %	・ 担当執行役等からの説明について、消極的な評価はごく少数(1.9%)。
見解の相違や議論 となった事項の有無 (問 35 、 P.235)	(監査委員会と担当執行役等の) 見解の相違や議論となった事項があった 10.7(10.0) % 見解の相違や議論となった事項はなかった 83.9(83.3) %	・ 監査報酬について、監査委員会と担当執行役等の間で見解の相違や議論となった事項がある会社は1割(10.7%)。
見解の相違点や議論 となった事項 (問 35 、 P.236)	監査人員の算定の根拠・考え方 16.7(33.3) % 監査日数の算定の根拠・考え方 50.0(66.7) % 監査担当者の単価設定の根拠・考え方 33.3(33.3) % 監査対象の数・範囲の根拠・考え方 50.0(33.3) %	
会計監査人からの 説明・情報提供 (問 35 、 P.236)	説明や情報提供があった 60.7(60.0) % 説明や情報提供はなかった 35.7(36.7) %	・ 会計監査人からの説明・情報提供が「あった」会社は6割(60.7%)にとどまる。

説明の内容 (問 35 、 P.237)	監査日数の算定の根拠・考え方 88.2(83.3) % 監査対象の数・範囲の根拠・考え方 67.6(61.1) % 監査人員の算定の根拠・考え方 52.9(72.2) % 会計監査人と担当執行役等の協議経過・内容 32.4(44.4) % 監査担当者の単価設定の根拠・考え方 32.4(38.9) % 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報 14.7(11.1) %	・「報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報」は14.7%にとどまる。
説明の十分性 (問 35 、 P.237)	十分 32.4(55.6) % ある程度十分 23.5(11.1) % 普通 38.2(27.8) % やや不十分 2.9(0.0) % 不十分 0.0(0.0) %	・会計監査人からの説明・情報提供についても、消極的評価はごく少数にとどまるなど(2.9%)、全体として担当執行役等からの説明・情報提供と同様の評価。
同意にあたって 検討・考慮した点 (問 35 、 P.238)	会計監査人の監査計画の内容 89.3(86.7) % 監査日数・時間の見積りの相当性 78.6(73.3) % 前年度の報酬額 78.6(66.7) % 監査担当者の監査体制 60.7(63.3) % 監査担当者の単価設定の相当性 51.8(43.3) % 監査対象の数・監査実施範囲の見積りの相当性 48.2(40.0) % 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比 41.1(43.3) % 担当執行役等と会計監査人が協議した内容やそれらの間でとくに議論となった事項 25.0(13.3) % 非監査業務の委託状況(内容、報酬金額) 17.9(23.3) %	・「会計監査人の監査計画の内容」が最も多く89.3%。 ・「前年度の報酬額」も約8割(78.6%)。 ・「非監査業務の委託状況(内容、報酬金額)」も17.9%と低くはない。
同意の内容 (問 35 、 P.238)	会社法上の監査に係る報酬と金融商品取引法上の監査に係る報酬を区分せず、その合計額について同意した(包括同意) 76.8(73.3) % 会社法上の監査に係る報酬には同意を行ったが、金融商品取引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかった 10.7(6.7) %	・「金融商品取引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかった」が1割(10.7%)。
報酬同意のための 社内プロセス (問 35 、 P.239)	定めた 67.2(53.8) % 定めていない 29.9(41.0) %	
社内プロセスの 内容 (問 35 、 P.239)	担当執行役等から説明を聴取する機会を設けた 66.7(76.2) % 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた 35.6(52.4) % 担当執行役等、内部監査部門等、会計監査人から説明又は情報提供を受けるべき事項を定めた 24.4(14.3) % 内部監査部門等から説明を聴取する機会を設けた 6.7(14.3) %	

<p>会計監査人の報酬に対する同意制度についての問題点 (問 35、P.240)</p>	<p>同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない 34.3(38.5)% 会社法監査報酬と金融商品取引法監査報酬の区分上の問題がある 17.9(15.4)% 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い 14.9(15.4)% とくに問題はない 26.9(25.6)%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない」が最も多く34.3%。 ・次いで「とくに問題はない」が26.9%。
--	--	--

監査委員の報酬

委員会設置会社		
<p>報酬等の制度 (問 36、P.241)</p>	<p>月額報酬(定額基本給+業績連動給) 7.5(5.1)% 月額報酬(定額基本給のみ) 77.6(92.3)% 賞与の支給制度 52.2(53.8)% 退職慰労金の支給制度 35.8(33.3)% スtock・オプションの支給制度 29.9(35.9)%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員に対して「賞与の支給制度」がある会社は約半数(52.2%)。ストック・オプションの支給制度については約3割(29.9%)。
<p>監査役(監査委員)への賞与の支給 (問 37、P.241)</p>	<p>支給があった 54.3(28.6)% 支給はなかった 45.7(71.4)%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与の支給制度がある会社のうち、実際に支給があった会社は約半数(54.3%)。独立企業については、3割にも満たない(28.6%)。
<p>報酬額 (問 38、P.242)</p>	<p>(社内常勤)</p> <p>～500万円未満 0.0(0.0)% 500万～1,000万円未満 3.4(4.8)% 1,000万～1,500万円未満 37.9(42.9)% 1,500万～2,000万円未満 17.2(19.0)% 2,000万～3,000万円未満 27.6(14.3)% 3,000万円以上 13.8(19.0)%</p> <p>(社外常勤)</p> <p>～500万円未満 0.0(0.0)% 500万～1,000万円未満 20.0(25.0)% 1,000万～1,500万円未満 20.0(25.0)% 1,500万～2,000万円未満 20.0(25.0)% 2,000万～3,000万円未満 20.0(0.0)% 3,000万円以上 20.0(25.0)%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「社内常勤」監査委員の報酬額は、会社により大きな開きがある。 ・「社外常勤」監査委員の報酬額についても、会社により大きな開きがある。

	<p>(社内非常勤)</p> <p>～ 500 万円未満 0.0(0.0) %</p> <p>500 万～1,000 万円未満 0.0(0.0) %</p> <p>1,000 万～1,500 万円未満 100.0(100.0) %</p> <p>1,500 万～2,000 万円未満 0.0(0.0) %</p> <p>2,000 万～3,000 万円未満 0.0(0.0) %</p> <p>3,000 万円以上 0.0(0.0) %</p>	
	<p>(社外非常勤)</p> <p>～ 500 万円未満 34.6(34.6) %</p> <p>500 万～1,000 万円未満 38.5(39.5) %</p> <p>1,000 万～1,500 万円未満 20.2(17.3) %</p> <p>1,500 万～2,000 万円未満 2.9(3.7) %</p> <p>2,000 万～3,000 万円未満 3.8(4.9) %</p> <p>3,000 万円以上 0.0(0.0) %</p>	
<p>委員会の委員としての手当の支給 (問 38 、 P.243)</p>	<p>どの委員会の委員にも手当支給なし 56.7(53.8) %</p> <p>三委員会同額の手当支給あり 6.0(7.7) %</p> <p>三委員会それぞれに手当あるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている 4.5(7.7) %</p> <p>監査委員のみに手当が支給されている 4.5(7.7) %</p>	<p>・ 三委員会の委員には、全く手当てを支給していない会社が 56.7%と最も多い。</p>

その他会社法関連事項

	委員会設置会社	
<p>内部統制システムに係る取締役会決議の見直し (問 39 、 P.244)</p>	<p>見直しを行った 56.7(71.1) %</p> <p>見直しを行っていない 43.3(28.9) %</p>	<p>・ 会社法施行に伴い最初に決議した内部統制システムに係る取締役会決議について、その後見直し決議を「行った」会社が半数を占めた(56.7%)。</p>

<p>見直した項目 (問 39、P.245)</p>	<p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制 67.6(66.7)% 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 61.8(59.3)% 企業集団における業務の適正を確保するための体制 58.8(55.6)% 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 55.9(51.9)% 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 52.9(48.1)% 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 52.9(48.1)% 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 50.0(44.4)% 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 50.0(44.4)% 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 47.1(40.7)% 補助取締役及び補助使用人の執行役からの独立性に関する事項 41.2(37.0)% 財務報告の適正性を確保するための体制 38.2(37.0)% 企業理念・企業統治に関する考え方 26.5(22.2)%</p>	<p>・ 会社法及び会社法施行規則に掲げられた内部統制システムの各事項に関して、幅広い見直しが行われた。</p>
<p>買収防衛策 (問 40、P.246)</p>	<p>基本方針を定めている 19.4(15.4)% 検討はしたが、定めていない 40.3(48.7)% 検討もしていない 38.8(35.9)%</p>	<p>・ 買収防衛策を定めている会社は、約2割(19.4%)。</p>
<p>株主意思の確認方法 (問 40、P.246)</p>	<p>定款変更をして、株主総会の議案として提案 0.0(0.0)% 定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案 23.1(33.3)% 取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した 23.1(33.3)% 株主の意思を問うための方策は特段とっていない 23.1(0.0)%</p>	
<p>株主代表訴訟における不提訴理由の通知の機会 (問 41、P.247)</p>	<p>あった 1.5(2.6)% なかった 98.5(97.4)%</p>	<p>・ 不提訴理由を通知する機会が「あった」会社は、独立企業で1社見られた。</p>
<p>監査委員会が相談できる弁護士の有無 (問 42、P.247)</p>	<p>監査委員会が独自に弁護士と契約 7.5(10.3)% 会社の顧問弁護士に相談 64.2(79.5)% その他に相談できる弁護士がいる 26.9(25.6)% 相談できる弁護士はいない 16.4(5.1)%</p>	<p>・ 「会社の顧問弁護士」が最も多く64.2%、次いで「その他の弁護士」が26.9%。</p>

以上

(3) 監査役設置会社と委員会設置会社の比較(東証一部上場会社での比較)

注1) 東証一部上場会社(監査役設置会社 1,134社/1,745社(*)) 委員会設置会社 41社/53社)における集計結果を比較。

* 「会社四季報(2007年4集 秋) 東洋経済新報社」による(2007.9.14時点)。

注2) 両制度で比較可能な項目のうち、パーセント表示部分については10ポイント以上差が有る箇所、人数・回数・年齢など実数表示部分については、低い方の数値を基準として10%以上差が有る箇所について、下線を引いた。

会社の概要

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
資本金	5億円未満 0.2% 5～10億円未満 1.6% 10～50億円未満 <u>25.0%</u> 50～100億円未満 22.5% 100～500億円未満 38.0% 500億円～ 12.6%	5億円未満 0.0% 5～10億円未満 0.0% 10～50億円未満 <u>7.3%</u> 50～100億円未満 24.4% 100～500億円未満 46.3% 500億円～ 22.0%	
親会社・子会社	親会社はあるが、子会社はない 0.6% 親会社はないが、子会社はある <u>84.3%</u> 親会社も子会社もある <u>13.8%</u> 親会社も子会社もない 1.2%	親会社はあるが、子会社はない 0.0% 親会社はないが、子会社はある <u>63.4%</u> 親会社も子会社もある <u>36.6%</u> 親会社も子会社もない 0.0%	
純粋持株会社	純粋持株会社である <u>5.5%</u> 純粋持株会社ではない <u>93.8%</u>	純粋持株会社である <u>17.1%</u> 純粋持株会社ではない <u>82.9%</u>	
会社法上の区分	大会社 99.4% 大会社以外 0.3% その他 0.1%	大会社 100.0% 大会社以外 0.0% その他 0.0%	
業種	電気機器 <u>8.9%</u> 化学 8.5% 卸売業 7.8% 機械 6.7% 建設業 6.4% 銀行業 4.9% 医薬品 2.3%	電気機器 <u>22.0%</u> 化学 4.9% 卸売業 4.9% 機械 7.3% 建設業 0.0% 銀行業 12.2% 医薬品 9.8%	

決算月	3月 <u>79.4%</u> 2月 5.6% 12月 5.3%	3月 <u>92.7%</u> 2月 2.4% 12月 4.9%	
従業員数 単体	500人未満 24.0% 500～1,000人未満 22.0% 1,000～5,000人未満 40.9% 5,000～10,000人未満 5.7% 10,000人以上 3.4%	500人未満 24.4% 500～1,000人未満 12.2% 1,000～5,000人未満 46.4% 5,000～10,000人未満 7.3% 10,000人以上 4.8%	
連結	500人未満 8.3% 500～1,000人未満 <u>16.4%</u> 1,000～5,000人未満 <u>48.5%</u> 5,000～10,000人未満 11.9% 10,000人以上 <u>15.0%</u>	500人未満 4.9% 500～1,000人未満 <u>4.9%</u> 1,000～5,000人未満 <u>31.7%</u> 5,000～10,000人未満 19.5% 10,000人以上 <u>39.0%</u>	・ [委]連結ベースでの従業員数が1万人以上の会社が約4割(39.0%)。

企業統治体制について

([監]は監査役設置会社、 [委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
会社機関	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人 99.8% 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 0.1% 取締役会 + 監査役(業務監査権限あり) 0.0% 取締役会 + 監査役(会計監査権限のみ) 0.0%		
委員会設置会社への移行時期		2～5期目 95.1% 1期目 4.9%	・ [委]委員会設置会社に移行する会社は年々減少傾向にある。
会計参与	設置している 0.4% 設置していない 99.5%	設置している 0.0% 設置していない 97.6% 無回答 2.4%	
取締役数(平均)	9.8人	9.5人	・ [監・委]取締役数はほぼ同じ。
社外取締役	選任した会社 44.9% 選任した会社における人数平均 <u>1.8人</u>	平均 <u>4.7人</u>	・ [監]東証1部上場会社でも、社外取締役を選任している会社は5割に満たない(44.9%)。
執行役員制度	採用している 66.5% 採用していない 32.8%		

執行役(員) (平均)	執行役員制度導入会社の人数平均 14.8人(うち取締役兼務者4.2人)	13.9人 (うち取締役兼務者3.5人)	
----------------	--	-------------------------	--

監査体制

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
監査役数・ 三委員会の構成 (平均)	<p>[全体]総数 4.1人 カッコ内は監査役総数 4.1人に占める割合。 社内常勤 <u>1.4人</u>(34.4%) 社外常勤 <u>0.4人</u>(8.9%) 社内非常勤 0.1人(3.5%) 社外非常勤 <u>2.1人</u>(53.2%) (社内 1.5人、社外 2.5人) (常勤 1.7人、非常勤 2.3人)</p> <p>[監査役会設置会社]総数 4.1人 カッコ内は監査役総数 4.1人に占める割合。 社内常勤 <u>1.4人</u>(34.4%) 社外常勤 <u>0.4人</u>(8.9%) 社内非常勤 0.1人(3.5%) 社外非常勤 <u>2.1人</u>(53.2%) (社内 1.5人、社外 2.5人) (常勤 1.7人、非常勤 2.3人)</p>	<p>[監査委員会]総数 3.7人 社内常勤 <u>0.8人</u> 社外常勤 <u>0.1人</u> 社内非常勤 0.1人 社外非常勤 <u>2.8人</u></p> <p>[指名委員会]総数 4.3人 社内常勤 1.4人 社外常勤 0.0人 社内非常勤 0.0人 社外非常勤 2.9人</p> <p>[報酬委員会]総数 4.0人 社内常勤 1.1人 社外常勤 0.0人 社内非常勤 0.1人 社外非常勤 2.8人</p>	<p>・ [委]三委員会のうち、監査委員会の人数が最も少なく3.6人。</p> <p>・ [監・委]監査役設置会社では常勤監査役が1.7人いるのに対し、監査委員会では、常勤の監査委員がいる会社は65.7%にとどまる(平均0.8人)。</p>
監査役(監査委員)の経験年数 (自社)(平均)	<p>全体 <u>3.3年</u> 社内 <u>2.8年</u> 社外 <u>3.6年</u></p>	<p>全体 <u>1.7年</u> 社内 <u>1.3年</u> 社外 <u>1.7年</u></p>	
監査役(監査委員)の経験年数 (通算)(平均)	<p>全体 <u>3.8年</u> 社内 <u>3.0年</u> 社外 <u>4.4年</u></p>	<p>全体 <u>1.8年</u> 社内 <u>1.2年</u> 社外 <u>1.8年</u></p>	
年齢(平均)	<p>全体 61.9歳 社内 61.2歳 社外 62.3歳</p>	<p>全体 63.4歳 社内 61.1歳 社外 64.1歳</p>	
社内監査役 (監査委員)の前職	<p>監査関係以外の部長等 <u>30.1%</u> 取締役 <u>19.0%</u> 常務取締役 <u>12.1%</u> 執行役(員)10.8%</p>	<p>監査関係以外の部長等 <u>2.9%</u> 取締役 <u>5.9%</u> 常務取締役(常務執行役(員)) <u>26.5%</u> 執行役(員) 11.8%</p>	<p>・ [監・委]監査役については、トップは「監査関係以外の部長等」の30.1%、一方、監査委員については、「常務取締役・執行役(員)」の26.5%。</p>

社外監査役 (監査委員)の前 職又は現職	親会社の役職員 6.4% 会社と無関係な会社の役職員 15.2% 弁護士 19.7% 大株主の役職員 13.3%	親会社の役職員 13.7% 会社と無関係な会社の役職員 24.8% 弁護士 13.7% 大株主の役職員 10.3%	
主たる業務経験 (社内監査役・ 社内監査委員)	経理・財務 26.6% 営業 21.0% 企画(社長室等を含む)7.8% 監査・検査・審査 3.7%	経理・財務 29.4% 営業 20.6% 企画(社長室等を含む)11.8% 監査・検査・審査 8.8%	・ [監・委]監査役、監査委員とも、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。
主たる業務経験 (社外監査役・ 社外監査委員)	経理・財務 19.4% 営業 13.5% 法務 11.9%	経理・財務 14.5% 営業 12.0% 法務 12.0%	・ [監・委]社外監査役と社外監査委員についても、主たる業務経験のトップは「経理・財務」。
補欠役員 (補欠監査役)	選任した <u>28.9%</u> (選任した人数) 1人 92.1%、2人 6.1%、3人 0.0% 選任していない <u>66.9%</u>	選任した <u>0.0%</u> 選任していない <u>100.0%</u>	・ [監]補欠役員(補欠監査役)については、監査役設置会社で「選任した」が約3割(28.9%)。一方、委員会設置会社ではゼロ。
報酬	支給していない 62.5% 代替的な手当がある 12.8% 月額5万円未満を支給 6.4% 月額5万円以上10万円未満を支給 14.3% 月額10万円以上を支給 5.5%		
選任に係る決議の有効期間に関する定款の定め	設けている <u>17.5%</u> (定款に定めている期間 4年 46.0% 1年 26.8%) 設けていない 78.5%	設けている <u>4.9%</u> (定款に定めている期間 1年 100.0%) 設けていない 87.8%	
補助取締役		設置している 12.2% (人数 1人 80.0%) 設置していない 87.8%	
補助使用人	設置している <u>53.2%</u> 設置していない <u>46.5%</u>	設置している <u>100.0%</u> 設置していない <u>0.0%</u>	・ [委]補助使用人の設置率は100%。 ・ [監]補助使用人の設置率は5割強(53.2%)にとどまる。

人数(平均) (設置している 会社の平均)	全体 <u>2.2人</u> 専属 <u>1.1人</u> 兼務 <u>1.0人</u>	全体 <u>2.7人</u> 専属 <u>1.6人</u> 兼務 <u>1.1人</u>	・ [監・委]補助使用人を 設置した場合の平均人 数は、ともに2～3人程 度。
職務内容	監査役会など会議の事務局 <u>79.3%</u> 監査役会の議事録等の作成・整備 <u>79.4%</u> 監査の事前準備 <u>72.3%</u> 監査(調査)の同行 <u>58.2%</u>	監査委員会など会議の事務局 <u>95.1%</u> 監査委員会の議事録等の作成・整備 <u>92.7%</u> 監査の事前準備 <u>95.1%</u> 監査(調査)の同行 <u>87.8%</u>	・ [委]「監査(調査)の同 行」が約9割(87.8%)に のぼり、監査役設置会 社の補助使用人に比 べ 30 ポイント近く高 い。
補助使用人に 対する監査役 (監査委員会) の関与権	人事異動 <u>80.3%</u> 人事評価 66.7% 懲戒処分 <u>41.5%</u>	人事異動 <u>97.6%</u> 人事評価 75.6% 懲戒処分 <u>61.0%</u>	・ [委]補助使用人に対す る関与率は、総じて監 査委員会のほうが高 い。
会社法施行に 伴う補助使用 人の設置状況 の変化	従来から設置しておらず、今後も必要 ないと判断し、設置していない 28.6% 従来から設置しており、特に変更なし 33.7% 従来から設置しておらず、今後設置の 方向で検討予定 14.9%		・ [監]補助使用人の必要 性を感じておらず、敢 えて設置していないと いう会社が3割近く (28.6%)ある。

監査役会（監査委員会）の運営

（[監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社）

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
監査役会（監査 委員会）規則	制定している 99.4% 今後制定する予定 0.1% 制定する予定はない 0.1%	制定している 100.0% 今後制定する予定 0.0% 制定する予定はない 0.0%	・ [監・委]監査役会規則 または監査委員会規 則の制定率は、ほぼ 100%。
協会策定規則 との比較	概ね同じ内容である 87.7% 半分程度同じ内容である 7.9% あまり意識した内容になっていない 3.6%		
監査役会（監査 委員会）の開催 回数(平均)	11.6回/年	11.5回/年	・ [監・委]開催回数は、 ほぼ同じ。

開催の タイミング	取締役会当日、開催後 46.8% 取締役会当日、開催前 32.9% 取締役会と無関係に開催 9.9%	取締役会当日、開催後 41.5% 取締役会当日、開催前 24.4% 取締役会と無関係に開催 14.6%	・ [監・委]取締役会当日の開催が多く、監査役設置会社では79.7%、委員会設置会社では65.9%。
出席者	取締役(執行役員を兼ねる場合を含む) <u>30.3%</u> 会計監査人 <u>33.0%</u> 部課長 <u>28.4%</u> 執行役員 <u>11.7%</u>	取締役(執行役員を兼ねる場合を含む) <u>51.2%</u> 会計監査人 <u>75.6%</u> 内部監査部門等の長 <u>80.5%</u> 内部統制部門の長 <u>68.3%</u> その他の部課長 36.6% 執行役 <u>70.7%</u>	・ [委]監査委員会のほうが、積極的に監査委員以外の第三者を出席させている。
決議、協議、 報告事項	監査計画又は監査実施計画の決定 95.9% 監査方針の決定 94.7% 議長又は招集者の決定 86.1% 各監査役の監査結果報告受領・意見交換 <u>89.0%</u> 取締役からの報告受領・意見交換 <u>56.4%</u>	監査計画又は監査実施計画の決定 87.8% 監査方針の決定 90.2% 議長又は招集者の決定 85.4% 各監査委員の監査結果報告受領・意見交換 <u>58.5%</u> 執行役からの報告受領・意見交換 <u>78.0%</u>	・ [監]監査役設置会社の方が、「各監査役(各監査委員)の監査結果報告の受領・意見交換」が約30ポイント高い。
社外監査役(監査委員)との情報共有の有無	可能な限りあらゆる情報を共有 <u>83.5%</u> 一部共有していない情報がある <u>11.5%</u> あまり意識していない 3.5%	可能な限りあらゆる情報を共有 <u>95.1%</u> 一部共有していない情報がある <u>0.0%</u> あまり意識していない 0.0%	・ [委]監査委員会のほうが、社外監査委員(社外監査役)との情報共有が徹底されている。
情報共有できない理由	重要性が乏しい情報だから <u>90.0%</u> 専門的過ぎる情報だから <u>26.2%</u> 会社固有の情報だから <u>16.2%</u>	重要性が乏しい情報だから <u>0.0%</u> 専門的過ぎる情報だから <u>0.0%</u> 会社固有の情報だから <u>0.0%</u>	
監査役会(監査委員会)議事録	会社法により記載内容が変わった 28.4% 会社法により記載内容は変わっていない 70.1%	会社法により記載内容が変わった 24.4% 会社法により記載内容は変わっていない 70.7%	・ [監・委]「会社法により記載内容は変わっていない」がともに7割。
記載内容	社外監査役の発言を詳細に記載 3.1% 社内・社外にかかわらず発言を詳細に記載 11.9% 発言の要旨のみを記載 <u>78.5%</u>	社外監査委員の発言を詳細に記載 2.4% 社内・社外にかかわらず発言を詳細に記載 19.5% 発言の要旨のみを記載 <u>68.3%</u>	

監査活動の状況

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
監査役(監査委員会)監査基準	策定している <u>91.4%</u> 今後策定する予定 4.4% 策定する予定はない 4.1%	策定している <u>80.5%</u> 今後策定する予定 4.9% 策定する予定はない 12.2%	
協会策定基準との比較	概ね同じ内容である <u>88.0%</u> 半分程度同じ内容である <u>9.4%</u> あまり意識した内容になっていない <u>2.1%</u>	概ね同じ内容である <u>51.5%</u> 半分程度同じ内容である <u>33.3%</u> あまり意識した内容になっていない <u>15.2%</u>	・ [監・委]監査役については、協会ひな型と「概ね同じ」が 88.0%、一方、監査委員会については 51.5%にとどまる。
監査計画	毎期策定している 98.9% 毎期には策定していない 1.1%	毎期策定している 100.0% 毎期には策定していない 0.0%	
内容	監査方針 94.2% 監査上の重要課題 88.2% 監査役職務の分担 <u>80.2%</u> 監査実施時期 76.1% 監査範囲・対象 <u>67.7%</u> 監査の方法 66.0%	監査方針 92.7% 監査上の重要課題 82.9% 監査委員会の職務の分担 <u>51.2%</u> 監査実施時期 80.5% 監査範囲・対象 <u>80.5%</u> 監査の方法 70.7%	・ [監・委]職務分担については、監査役設置会社では 8割(80.2%)、一方、監査委員会では 5割(51.2%)にとどまる。
代表取締役(執行役)等への報告・説明	代表取締役への報告・説明あり <u>56.6%</u> 取締役会への報告・説明あり <u>55.5%</u> 代表取締役等への報告・説明なし 10.8%	代表執行役への報告・説明あり <u>41.5%</u> 代表執行役以外の執行役への報告・説明あり 29.3% 取締役会への報告・説明あり <u>80.5%</u> 代表執行役等への報告・説明なし 2.4%	・ [監・委]代表取締役(代表執行役)への報告・説明については、監査役設置会社の方が 15ポイントほど高い。 ・ [監・委]一方、取締役会への報告・説明については、監査委員会の方が 25ポイントも高い。
監査役間の職務の分担	分担している 85.6% 複数名の監査役がいるが分担なし 13.6% 監査役が一名のため分担なし 0.6%		

非常勤の社外監査役(監査委員)の果たす役割	職務の分担をしている 35.4% 明確な分担はないが、定例的に監査を実施 5.0% 明確な分担はないが、非定例的に監査を実施 18.4% 大所高所から又は専門家・経験者としての意見を陳述 71.9%	職務の分担をしている 31.7% 明確な分担はないが、定例的に監査を実施 19.5% 明確な分担はないが、非定例的に監査を実施 19.5% 大所高所から又は専門家・経験者としての意見を陳述 61.0%	
非常勤の社外監査役(監査委員)の監査活動	取締役、執行役員、会計監査人などからのヒアリング等に同席 77.8% 必要に応じて書類の閲覧 39.2% 必要に応じて現場往査 46.9% 常務会等の重要会議に出席 33.5%	取締役、執行役員、会計監査人などからのヒアリング等に同席 100.0% 必要に応じて書類の閲覧 43.9% 必要に応じて現場往査 53.7% 経営会議等の重要会議に出席 41.5%	
監査費用	予算化している 57.7% 予算化していない 41.7%	予算化している 48.8% 予算化していない 48.8%	
実額	50万円未満 10.6% 50万円～100万円未満 17.8% 100万円～200万円未満 17.6% 200万円～400万円未満 25.3% 400万円～1,000万円未満 18.6% 1,000万円～ 6.7%	50万円未満 7.3% 50万円～100万円未満 9.8% 100万円～200万円未満 12.2% 200万円～400万円未満 14.6% 400万円～1,000万円未満 19.5% 1,000万円～ 26.9%	・ [監・委]監査役設置会社では「200万円～400万円未満」(25.3%)が最も多いが、監査委員会では「1,000万円～」(26.9%)が最も多い。
代表取締役(執行役)との定期的会合	実施している 68.8% 概ね実施している 12.3% あまり実施していない 11.0% 実施していない 7.5%	実施している 75.6% 概ね実施している 4.9% あまり実施していない 12.2% 実施していない 4.9%	
頻度	1～2回 40.2% 3～6回 45.2% 7～11回 7.2% 12回以上 7.1%	1～2回 57.6% 3～6回 30.3% 7～11回 9.1% 12回以上 3.0%	
意見交換のテーマ	会社が対処すべき課題 85.5% 最近の監査結果の問題点 74.4% 会社を取り巻くリスク 68.4% 経営方針の確認 61.6%	会社が対処すべき課題 97.0% 最近の監査結果の問題点 45.5% 会社を取り巻くリスク 90.9% 経営方針の確認 69.7%	
定期的会合をあまり実施していない理由	随時対話できるので、定期的会合は不要 81.9% 経営会議等で自由に意見を述べるので必要を感じていない 60.5%	随時対話できるので、定期的会合は不要 71.4% 経営会議等で自由に意見を述べるので必要を感じていない 71.4%	

取締役会 資料提供の タイミング	必ず事前に提供 <u>48.1%</u> 議案又は場合により事前に提供 34.1% 会議の場で配布 <u>15.5%</u>	必ず事前に提供 <u>65.9%</u> 議案又は場合により事前に提供 24.4% 会議の場で配布 <u>4.9%</u>	・ [委]取締役会資料の入 手環境については、監 査役設置会社よりも委 員会設置会社のほうが 良好。
監査役(監査 委員)の質問・ 意見開陳の 機会	必ず事前に質問・意見開陳の機会あり <u>23.1%</u> 議案又は場合により、事前に質問・意 見開陳の機会あり 52.7% 事前に質問・意見開陳の機会なし 23.8%	必ず事前に質問・意見開陳の機会あり <u>36.6%</u> 議案又は場合により、事前に質問・意 見開陳の機会あり 43.9% 事前に質問・意見開陳の機会なし 19.5%	
監査役(監査 委員)の発言 状況	議長からの発言の求めに応じて発言 8.3% 議長からの発言の求めがなくとも発言 <u>88.5%</u> ほとんど発言しない 2.5%	議長からの発言の求めに応じて発言 0.0% 議長からの発言の求めがなくとも発言 <u>100.0%</u> ほとんど発言しない 0.0%	
監査役(監査 委員)としての 立場を意識し ての発言の有 無	常に監査役の立場を意識して発言 <u>80.0%</u> 雰囲気等に応じて自由に発言 <u>14.7%</u> 特に意識していない 4.3%	常に監査委員の立場を意識して発言 <u>63.4%</u> 雰囲気等に応じて自由に発言 <u>29.3%</u> 特に意識していない 4.9%	・ [監]監査役のほうが、 監査役(監査委員)の 立場をより意識して発 言している。
監査役会(監 査委員会)とし ての意見と個 人としての意 見の明確化	監査役会の意見か個人の意見かわか るように発言 <u>28.4%</u> とくに断りのない限り監査役会の意見 として受け止められている 13.7% とくに断りのない限り個人の意見として 受け止められている 28.5% 監査役会の意見か個人の意見かはあ まり意識していない 26.2%	監査委員会の意見か個人の意見かわ かるように発言 <u>39.0%</u> とくに断りのない限り監査委員会の意 見として受け止められている 19.5% とくに断りのない限り個人の意見として 受け止められている 24.4% 監査委員会の意見か個人の意見かは あまり意識していない 17.1%	
監査役(監査 委員)の意見 表明等に関す る執行部の受 け止め方	非常に真摯に受け止められている <u>47.5%</u> ある程度真摯に受け止められている <u>50.5%</u> あまり真摯に受け止められていない 1.3% 真摯には受け止められていない 0.1%	非常に真摯に受け止められている <u>68.3%</u> ある程度真摯に受け止められている <u>31.7%</u> あまり真摯に受け止められていない 0.0% 真摯には受け止められていない 0.0%	・ [委]監査委員会のほう が「非常に真摯に受け 止められている」が 20 ポイント以上高い。

取締役会の監査における留意点	付議議案に関する説明資料の充分性 <u>70.1%</u> 業務担当取締役からの報告・説明の充分性 59.6% 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 <u>53.4%</u> 各取締役の議論の充分性 46.5% 付議されるべき議案の遺漏の有無 <u>37.9%</u>	付議議案に関する説明資料の充分性 <u>56.1%</u> 担当取締役からの報告・説明の充分性 58.5% 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 <u>63.4%</u> 各取締役の議論の充分性 39.0% 付議されるべき議案の遺漏の有無 <u>48.8%</u>	
実質的な意思決定機関の有無	ある <u>78.5%</u> ない <u>21.4%</u>	ある <u>95.1%</u> ない <u>4.9%</u>	・ [委]ほぼ全ての会社で経営会議や執行役会議など、取締役会以外の実質的な意思決定機関を置いている。
監査役(監査委員)の出席状況	全ての監査役が出席 8.7% 一部の監査役が出席 64.0% 輪番で出席 5.2% 監査役は出席していない 16.3%	全ての監査委員が出席 12.8% 一部の監査委員が出席 71.8% 輪番で出席 0.0% 監査委員は出席していない 7.7%	・ [監]監査役のほうが「出席していない」が16.3%とやや高い。
資料提供のタイミング	必ず事前に提供 <u>45.4%</u> 議案又は場合により事前に提供 32.8% 会議の場で配布 <u>20.0%</u>	必ず事前に提供 <u>58.3%</u> 議案又は場合により事前に提供 33.3% 会議の場で配布 <u>5.6%</u>	・ [委] 実質的な意思決定機関についても、監査役設置会社よりも委員会設置会社のほうが資料の入手環境は良好。
監査役(監査委員)の発言状況	議長からの発言の求めに応じて発言 5.1% 議長からの発言の求めがなくとも発言 <u>91.8%</u> ほとんど発言しない 1.9%	議長からの発言の求めに応じて発言 13.9% 議長からの発言の求めがなくとも発言 <u>77.8%</u> ほとんど発言しない 2.8%	
監査役(監査委員)としての立場を意識しての発言の有無	常に監査役としての立場を意識して発言 79.8% 雰囲気等に応じて自由に発言 13.8% 特に意識していない 4.7%	常に監査委員としての立場を意識して発言 86.1% 雰囲気等に応じて自由に発言 8.3% 特に意識していない 2.8%	

監査役(監査委員)欠席時の資料提供や説明の有無	必ず会議資料の提供あり 62.0% 必ず執行部からの説明あり <u>9.8%</u> 議案又は場合により会議資料の提供あり 8.8% 議案又は場合により執行部から説明あり 16.3%	必ず会議資料の提供あり 66.7% 必ず執行部からの説明あり <u>20.5%</u> 議案又は場合により会議資料の提供あり 12.8% 議案又は場合により執行部から説明あり 10.3%	
実地調査の実施		行う 78.0% 行わない 22.0%	・ [委]実地調査を行っている会社は約8割。
実地調査の対象	本店(本社各部門) 93.5% 会社法上の子会社 87.4% 事業所・営業所 66.9% 支店 66.1%	本店(本社各部門) 87.5% 会社法上の子会社 87.5% 事業所・営業所 65.6% 支店 68.8%	
実地調査の日数 常勤	なし 0.2% 年3日以内 1.6% 年5日以内 2.8% 年10日以内 9.5% 年20日以内 19.2% 年30日以内 18.5% 年50日以内 21.2% 年51日以上 <u>26.4%</u>	なし 0.0% 年3日以内 3.8% 年5日以内 0.0% 年10日以内 7.7% 年20日以内 23.1% 年30日以内 26.9% 年50日以内 23.1% 年51日以上 <u>15.4%</u>	・ [監・委]常勤監査役の往査日数は「年51日以上」が最も多い。一方、常勤監査委員については、開きがあるものの「年30日以内」が最も多い。
非常勤	なし <u>40.1%</u> 年3日以内 <u>22.8%</u> 年5日以内 <u>11.1%</u> 年10日以内 11.4% 年20日以内 <u>6.6%</u> 年30日以内 2.5% 年50日以内 1.3% 年51日以上 0.4%	なし <u>21.9%</u> 年3日以内 <u>9.4%</u> 年5日以内 <u>25.0%</u> 年10日以内 15.6% 年20日以内 <u>21.9%</u> 年30日以内 3.1% 年50日以内 3.1% 年51日以上 0.0%	・ [監・委]非常勤監査役の往査日数については、「なし」あるいは「年3日以内」が多く、一方、非常勤監査委員については、「年5日以内」が多いものの、「年20日以内」も少なくない。
連結財務諸表の作成の有無	作成している 96.2% 作成していない 3.1%	作成している 97.6% 作成していない 2.4%	
決算短信 取締役会への 付議状況	取引所への提出前に決議事項として付議 <u>82.5%</u> 取引所への提出前に報告事項として付議 13.1%	取引所への提出前に決議事項として付議 <u>65.9%</u> 取引所への提出前に報告事項として付議 19.5%	

公表日	決算期末から 20 日以内 1.4% 決算期末から 30 日以内 <u>18.2%</u> 決算期末から 40 日以内 18.4% 決算期末から 45 日以内 <u>35.7%</u> 決算期末から 50 日以内 15.9% 決算期末から 55 日以内 7.9% 決算期末から 56 日以後 1.2%	決算期末から 20 日以内 4.9% 決算期末から 30 日以内 <u>41.5%</u> 決算期末から 40 日以内 9.8% 決算期末から 45 日以内 <u>17.1%</u> 決算期末から 50 日以内 14.6% 決算期末から 55 日以内 7.3% 決算期末から 56 日以後 2.4%	
監査役 (監査委員会) の監査	公表前に監査した <u>80.2%</u> 公表前に監査していない <u>19.0%</u>	公表前に監査した <u>61.0%</u> 公表前に監査していない <u>36.6%</u>	・ [監・委]決算短信の監査実施率は、監査役は 8 割(80.2%)にのぼる一方、監査委員会は 6 割 (61.0%) にとどまる。
監査対象	作成の業務プロセスを監査 33.7% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 <u>72.1%</u> 財務情報を監査 55.1% 非財務情報を監査 54.4%	作成の業務プロセスを監査 40.0% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 <u>56.0%</u> 財務情報を監査 52.0% 非財務情報を監査 48.0%	
有価証券報告書 作成会社か否か	作成会社である 99.7% 作成会社ではない 0.0%	作成会社である 100.0% 作成会社ではない 0.0%	
取締役会への 付議状況	当局への提出前に決議事項として付議 <u>34.9%</u> 当局への提出前にも提出後にも付議なし <u>37.3%</u> 当局への提出前に報告事項として付議 15.6%	当局への提出前に決議事項として付議 <u>22.0%</u> 当局への提出前にも提出後にも付議なし <u>26.8%</u> 当局への提出前に報告事項として付議 24.4%	
監査役 (監査委員会) の監査	監査している <u>68.3%</u> 監査していない <u>28.5%</u>	監査している <u>56.1%</u> 監査していない <u>39.0%</u>	・ [監・委]有価証券報告書についても、決算短信と同様、監査委員会よりも監査役のほうが、監査実施率が高い。
監査対象	作成の業務プロセスを監査 43.4% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 <u>49.1%</u> 財務情報を監査 <u>56.3%</u> 非財務情報を監査 <u>65.5%</u>	作成の業務プロセスを監査 52.2% 取締役会決議等の承認プロセスを監査 <u>65.2%</u> 財務情報を監査 <u>34.8%</u> 非財務情報を監査 <u>39.1%</u>	

グループ監査 監査役(監査 委員)連絡会	設けている <u>42.3%</u> 設けていない <u>56.8%</u>	設けている <u>68.3%</u> 設けていない <u>29.3%</u>	・ [委]委員会設置会社では設置率が約7割(68.3)にのぼり、グループ内の情報交換が積極的に行われている。
連絡会の位置 付け・性格	グループ内監査役の相互の情報交換 の場 <u>93.4%</u> グループに監査方針等を伝達し監査 体制の充実を図る場 <u>63.1%</u> 研修会・勉強会 <u>46.7%</u> グループの監査上の課題を発見し解 決策を見出す場 <u>35.7%</u>	グループ内監査委員の相互の情報交 換の場 <u>89.3%</u> グループに監査方針等を伝達し監査 体制の充実を図る場 <u>57.1%</u> 研修会・勉強会 <u>42.9%</u> グループの監査上の課題を発見し解 決策を見出す場 <u>17.9%</u>	
規約の作成	作成している <u>14.9%</u> 作成していない <u>84.1%</u>	作成している <u>17.9%</u> 作成していない <u>78.6%</u>	
連絡会の開催 回数(平均)	<u>3.2回/年</u>	<u>4.6回/年</u>	
情報収集方法	監査役による往査 <u>78.8%</u> 内部監査部門等からの報告 <u>69.5%</u> 子会社管理部門からの報告 <u>54.0%</u> 親会社役職員が子会社監査役を兼務 <u>51.0%</u> 親会社監査役が子会社監査役を兼務 <u>49.1%</u> グループ内監査役からの報告 <u>47.8%</u> 連絡会などの設置により情報収集 <u>33.8%</u>	監査委員による往査 <u>65.9%</u> 内部監査部門等からの報告 <u>80.5%</u> 子会社管理部門からの報告 <u>39.0%</u> 親会社役職員が子会社監査委員(監 査役)を兼務 <u>48.8%</u> 親会社監査委員が子会社監査委員を 兼務 <u>22.0%</u> グループ内監査委員(監査役)からの 報告 <u>63.4%</u> 連絡会などの設置により情報収集 <u>56.1%</u>	・ [監・委]グループ内の 情報収集方法につ いては、監査役の場合 「監査役による往査」 (78.8%)が最も多い が、監査委員会につ いては、「内部監査部門 等からの報告」 (80.5%)が最も多い。
重点チェック 項目	子会社等の事業、決算、財務の状況 <u>73.4%</u> 子会社等の内部統制システムの整備 状況 <u>53.3%</u> 子会社等の代表取締役に対するヒア リング <u>44.6%</u> 親会社の経営方針・経営計画と子会 社等のそれとの整合性 <u>40.3%</u> 子会社等の特有の問題・課題への対 応状況 <u>33.3%</u>	子会社等の事業、決算、財務の状況 <u>61.0%</u> 子会社等の内部統制システムの整備 状況 <u>53.7%</u> 子会社等の代表取締役(代表執行 役)に対するヒアリング <u>48.8%</u> 親会社の経営方針・経営計画と子会 社等のそれとの整合性 <u>34.1%</u> 子会社等の特有の問題・課題への対 応状況 <u>29.3%</u>	

内部監査部門等との関係の状況

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
内部監査部門等	独立の部署がある 93.9% 独立の部署はない 5.2%	独立の部署がある 100.0% 独立の部署はない 0.0%	・ [監・委]委員会設置会社では設置率は100%。一方、監査役設置会社についても、93.9%にのぼる。
人数(平均)	全体7.7人 専属6.8人 兼務0.9人	全体12.0人 専属10.8人 兼務1.1人	・ [監・委]陣容については、委員会設置会社のほうが上回っている。とくに「専属」が4人多い。
監査計画の報告・伝達	(内部監査部門等→監査役(会)) 報告あり94.7% 報告なし5.0% (監査役(会)→内部監査部門等) 伝達あり76.2% 伝達なし23.3%	(内部監査部門等→監査委員会) 報告あり92.7% 報告なし7.3% (監査委員会→内部監査部門等) 伝達あり92.7% 伝達なし7.3%	・ [監・委]内部監査部門等からの報告については差はないが、監査役(監査委員会)からの伝達については、監査委員会のほうが緊密に行われている。
特定事項の調査依頼	ある 62.3% ない 37.1%	ある 87.8% ない 12.2%	・ [監]調査依頼の有無については、監査役設置会社では6割強(62.3%)にとどまる。
監査結果の報告・伝達	(内部監査部門等→監査役(会)) 定期的に報告あり 85.7% 問題事象あるとき報告あり 31.8% 監査役が求めたとき報告あり 26.9% 報告なし 0.8% (監査役(会)→内部監査部門等) 定期的に伝達あり 38.5% 問題あるとき伝達あり 57.1% 求められたとき伝達あり 10.6% 伝達なし 6.9%	(内部監査部門等→監査委員会) 定期的に報告あり 87.8% 問題事象あるとき報告あり 36.6% 監査委員が求めたとき報告あり 41.5% 報告なし 0.0% (監査委員会→内部監査部門等) 定期的に伝達あり 58.5% 問題あるとき伝達あり 51.2% 求められたとき伝達あり 9.8% 伝達なし 4.9%	・ [監・委] 内部監査部門等の監査結果の報告については、両制度で差は無く、「定期的に報告あり」がともに8割を超える。

会計監査人との関係の状況

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	備考
監査法人	新日本監査法人 <u>29.8%</u> あずさ監査法人 25.3% 監査法人トーマツ 24.5%	新日本監査法人 <u>46.3%</u> あずさ監査法人 31.7% 監査法人トーマツ 17.1%	
会計監査人との 会合の開催回数 (平均)	6.8回/年	6.3回/年	・ [監・委]会計監査人との 会合開催回数について は、両制度ともほぼ同 じ。
会計監査人との 情報・意見交換 の内容	会計監査人の監査計画を受領した 94.0% 会計監査人から監査計画の内容につ いて説明があった 90.9% 会計監査人から、監査の実施状況に ついて、適時に説明があった 83.2% 会計監査人から、その職務の遂行に 関する事項の通知・説明を受け、意見 交換した 81.6% 内部統制の評価・問題点や監査上の リスクについて意見交換した 66.8% 重要な会計方針や会計処理の適用に ついて、意見交換した 62.4%	会計監査人の監査計画を受領した 87.8% 会計監査人から監査計画の内容につ いて説明があった 92.7% 会計監査人から、監査の実施状況に ついて、適時に説明があった 85.4% 会計監査人から、その職務の遂行に 関する事項の通知・説明を受け、意見 交換した 82.9% 内部統制の評価・問題点や監査上の リスクについて意見交換した 63.4% 重要な会計方針や会計処理の適用に ついて、意見交換した 68.3%	・ [監・委] 会計監査人と の情報・意見交換の 内容についても、両制度 で大きな差はない。
監査現場の立会 い・監査講評の 同席	往査・棚卸に立会い又は同席 <u>77.7%</u> 監査講評に立会い又は同席 <u>59.2%</u> いずれもしていない <u>9.9%</u>	往査・棚卸に立会い又は同席 <u>34.1%</u> 監査講評に立会い又は同席 <u>24.4%</u> いずれもしていない <u>46.3%</u>	・ [委]往査・棚卸し又は 監査講評のいずれにも 監査委員が「立会い又 は同席しない」会社が 約半数に上る。
会計監査人に期 待すること	厳格な会計監査 84.1% 内部統制の的確な評価 80.8% 監査役への適時・的確な報告 <u>77.8%</u> 専門家としての適切な判断 <u>74.2%</u>	厳格な会計監査 82.9% 内部統制の的確な評価 90.2% 監査委員会への適時・的確な報告 <u>87.8%</u> 専門家としての適切な判断 <u>85.4%</u>	
会計監査人の報 酬等への同意	すでに同意の手続を行った 70.6% 同意の手続を行っていない 28.7%	すでに同意の手続を行った 78.0% 同意の手続を行っていない 22.0%	

同意に至る経緯	<p>担当取締役等から提案された当初案どおり、同意に至った <u>89.4%</u></p> <p>監査役の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った 2.9%</p> <p>監査役の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った 1.8%</p>	<p>担当執行役等から提案された当初案どおり、同意に至った <u>78.1%</u></p> <p>監査委員会の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った 6.3%</p> <p>監査委員会の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った 3.1%</p>	<p>・ [監・委]監査役設置会社、委員会設置会社とも、「執行部からの提案どおりに同意に至った」が大半であるが、監査役(監査委員会)の指摘に基づく調整については、「減額した」のほうが「増額した」よりも多い。</p>
担当取締役等からの説明・情報提供	<p>あった 91.9%</p> <p>なかった 7.9%</p>	<p>あった 93.8%</p> <p>なかった 6.3%</p>	
説明・情報提供者	<p>担当取締役 <u>51.3%</u></p> <p>経理担当者 55.8%</p>	<p>担当執行役 <u>70.0%</u></p> <p>経理担当者 46.7%</p>	
説明・情報提供の内容	<p>担当取締役等が会計監査人と協議した経過・内容 72.9%</p> <p>担当取締役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容 68.7%</p> <p>会計監査人からの説明内容に対する担当取締役等の見解 42.6%</p> <p>担当取締役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項 15.4%</p>	<p>担当執行役等が会計監査人と協議した経過・内容 73.3%</p> <p>担当執行役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容 73.3%</p> <p>会計監査人からの説明内容に対する担当執行役等の見解 43.3%</p> <p>担当執行役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項 16.7%</p>	<p>・ [監・委]担当取締役等からの説明・情報提供の内容については、両制度で大きな差は無い。</p>
説明・情報提供の十分性	<p>十分 <u>46.7%</u></p> <p>ある程度十分 34.1%</p> <p>普通 13.2%</p> <p>やや不十分 3.5%</p> <p>不十分 0.7%</p>	<p>十分 <u>33.3%</u></p> <p>ある程度十分 40.0%</p> <p>普通 16.7%</p> <p>やや不十分 3.3%</p> <p>不十分 0.0%</p>	
見解の相違や議論となった事項の有無	<p>(監査役と担当取締役等の)</p> <p>見解の相違や議論となった事項があった 8.9%</p> <p>見解の相違や議論となった事項はなかった 89.9%</p>	<p>(監査委員会と担当執行役等の)</p> <p>見解の相違や議論となった事項があった 12.5%</p> <p>見解の相違や議論となった事項はなかった 84.4%</p>	

見解の相違点 や議論となっ た事項	監査人員の算定の根拠・考え方 31.0% 監査日数の算定の根拠・考え方 <u>49.3%</u> 監査担当者の単価設定の根拠・考 え方 <u>50.7%</u> 監査対象の数・範囲の根拠・考 え方 <u>36.6%</u>	監査人員の算定の根拠・考え方 25.0% 監査日数の算定の根拠・考 え方 <u>75.0%</u> 監査担当者の単価設定の根拠・考 え方 <u>25.0%</u> 監査対象の数・範囲の根拠・考 え方 <u>50.0%</u>	
会計監査人か らの説明・ 情報提供	あった <u>48.1%</u> なかった <u>47.9%</u>	あった <u>65.6%</u> なかった <u>34.4%</u>	
説明の内容	監査日数の算定の根拠・考 え方 89.6% 監査人員の算定の根拠・考 え方 <u>84.4%</u> 監査対象の数・範囲の根拠・考 え方 <u>69.9%</u> 監査担当者の単価設定の根拠・考 え方 46.5% 会計監査人と担当取締役等の協議経 過・内容 36.6%	監査日数の算定の根拠・考 え方 85.7% 監査人員の算定の根拠・考 え方 <u>66.7%</u> 監査対象の数・範囲の根拠・考 え方 <u>57.1%</u> 監査担当者の単価設定の根拠・考 え方 42.9% 会計監査人と担当執行役等の協議経 過・内容 38.1%	
説明の十分性	十分 28.3% ある程度十分 43.1% 普通 22.1% やや不十分 4.9% 不十分 0.8%	十分 28.6% ある程度十分 38.1% 普通 23.8% やや不十分 4.8% 不十分 0.0%	
同意にあっ て検討・考 慮した点	前年度の報酬額 80.1% 監査日数・時間の見積もりの相当性 83.1% 会計監査人の監査計画の内容 <u>76.0%</u> 監査担当者の監査体制 <u>68.5%</u>	前年度の報酬額 78.1% 監査日数・時間の見積もりの相当性 75.0% 会計監査人の監査計画の内容 <u>90.6%</u> 監査担当者の監査体制 <u>53.1%</u>	

同意の内容	会社法上の監査に係る報酬と金融商品取引法上の監査に係る報酬を区分せず、その合計額について同意した(包括同意) 76.1% 会社法上の監査に係る報酬には同意を行ったが、金融商品取引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかった 14.9%	会社法上の監査に係る報酬と金融商品取引法上の監査に係る報酬を区分せず、その合計額について同意した(包括同意) 84.4% 会社法上の監査に係る報酬には同意を行ったが、金融商品取引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかった 9.4%	
報酬同意のための社内プロセス	定めた <u>40.3%</u> 定めていない <u>56.6%</u>	定めた <u>65.9%</u> 定めていない <u>31.7%</u>	・ [監・委]報酬同意のための社内プロセスを予め明確化した会社の割合は、監査役よりも監査委員会の方が、大幅に高い。
社内プロセスの内容	担当取締役等から説明を聴取する機会を設けた 77.5% 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた 51.2%	担当執行役等から説明を聴取する機会を設けた 74.1% 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた 51.9%	
会計監査人の報酬に対する同意制度についての問題点	同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない <u>54.1%</u> 会社法監査報酬と金融商品取引法監査報酬の区分上の問題がある <u>37.0%</u> 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い 26.5% とくに問題はない <u>19.2%</u>	同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない <u>39.0%</u> 会社法監査報酬と金融商品取引法監査報酬の区分上の問題がある <u>22.0%</u> 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い 19.5% とくに問題はない <u>31.7%</u>	

監査役（監査委員）の報酬

（[監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社）

	監査役設置会社	委員会設置会社	
報酬等の制度	月額報酬(定額基本給+業績連動給) 7.1% 月額報酬(定額基本給のみ) 92.0% 賞与の支給制度 62.6% 退職慰労金の支給制度 39.9% ストック・オプションの支給制度 <u>4.6%</u>	月額報酬(定額基本給+業績連動給) 9.8% 月額報酬(定額基本給のみ) 85.4% 賞与の支給制度 56.1% 退職慰労金の支給制度 46.3% ストック・オプションの支給制度 <u>34.1%</u>	・ [委]委員会設置会社では、監査委員に対するストック・オプションの支給制度がある会社が3割以上(34.1%)にのぼる。

監査役 (監査委員)への 賞与の支給	支給があった 56.5% 支給はなかった 43.2%	支給があった 60.9% 支給はなかった 39.1%	
報酬額	(社内常勤) ~ 500万円未満 0.8% 500万~1,000万円未満 9.1% 1,000万~1,500万円未満 <u>31.8%</u> 1,500万~2,000万円未満 30.9% 2,000万~3,000万円未満 <u>19.6%</u> 3,000万円以上 <u>7.8%</u>	(社内常勤) ~ 500万円未満 0.0% 500万~1,000万円未満 0.0% 1,000万~1,500万円未満 <u>19.0%</u> 1,500万~2,000万円未満 23.8% 2,000万~3,000万円未満 <u>38.1%</u> 3,000万円以上 <u>19.0%</u>	
	(社外常勤) ~ 500万円未満 3.5% 500万~1,000万円未満 <u>11.2%</u> 1,000万~1,500万円未満 <u>38.0%</u> 1,500万~2,000万円未満 30.2% 2,000万~3,000万円未満 <u>14.7%</u> 3,000万円以上 <u>2.4%</u>	(社外常勤) ~ 500万円未満 0.0% 500万~1,000万円未満 <u>0.0%</u> 1,000万~1,500万円未満 <u>0.0%</u> 1,500万~2,000万円未満 33.3% 2,000万~3,000万円未満 <u>33.3%</u> 3,000万円以上 <u>33.3%</u>	
	(社内非常勤) ~ 500万円未満 <u>51.7%</u> 500万~1,000万円未満 <u>32.4%</u> 1,000万~1,500万円未満 <u>13.1%</u> 1,500万~2,000万円未満 0.7% 2,000万~3,000万円未満 0.7% 3,000万円以上 1.4%	(社内非常勤) ~ 500万円未満 <u>0.0%</u> 500万~1,000万円未満 <u>0.0%</u> 1,000万~1,500万円未満 <u>100.0%</u> 1,500万~2,000万円未満 0.0% 2,000万~3,000万円未満 0.0% 3,000万円以上 0.0%	
	(社外非常勤) ~ 500万円未満 <u>60.8%</u> 500万~1,000万円未満 31.6% 1,000万~1,500万円未満 <u>6.3%</u> 1,500万~2,000万円未満 0.6% 2,000万~3,000万円未満 0.4% 3,000万円以上 0.3%	(社外非常勤) ~ 500万円未満 <u>25.3%</u> 500万~1,000万円未満 41.0% 1,000万~1,500万円未満 <u>25.3%</u> 1,500万~2,000万円未満 3.6% 2,000万~3,000万円未満 4.8% 3,000万円以上 0.0%	

取締役等との比較	(社内常勤) 取締役 43.8% 執行役員 25.8% 常務取締役(常務執行役員) 11.4% 部長 9.4% (社外常勤) 取締役 33.5% 執行役員 26.7% 部長 12.0% 常務取締役(常務執行役員) 11.5%		・ [監]常勤監査役については、社内・社外とも、「平取締役と同レベル」が最も多い。
委員会の委員としての手当の支給		どの委員会の委員にも手当支給なし 56.1% 三委員会同額の手当支給あり 7.3%	

その他会社法関連事項

([監]は監査役設置会社、[委]は委員会設置会社)

	監査役設置会社	委員会設置会社	
内部統制システムに係る取締役会決議の見直し	見直しを行った <u>38.2%</u> 見直しを行っていない <u>61.2%</u>	見直しを行った <u>58.5%</u> 見直しを行っていない <u>41.5%</u>	・ [監・委]会社法施行後最初の取締役会迄に行った取締役会決議について、その後に見直し決議を行った会社は、監査役設置会社では4割に満たない(38.2%)が、委員会設置会社では6割近く(58.5%)にのぼる。

見直した項目	<p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制 60.1%</p> <p>取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 52.4%</p> <p>企業集団における業務の適正を確保するための体制 <u>43.9%</u></p> <p>取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 42.7%</p> <p>使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 <u>39.9%</u></p> <p>取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 38.5%</p> <p>取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 <u>32.3%</u></p> <p>監査役が実効的に行われることを確保するための体制 <u>27.8%</u></p>	<p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制 62.5%</p> <p>執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 54.2%</p> <p>企業集団における業務の適正を確保するための体制 <u>58.3%</u></p> <p>執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 50.0%</p> <p>使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 <u>50.0%</u></p> <p>執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 45.8%</p> <p>執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 <u>45.8%</u></p> <p>監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 <u>58.3%</u></p>	<p>・ [監・委]ともに、「損失危険管理体制」が最も高い。</p> <p>・ [委]委員会設置会社では、「企業集団適正確保体制」が6割近く(58.3%)にのぼる。</p>
買収防衛策	<p>基本方針を定めている <u>19.8%</u></p> <p>検討はしたが、定めていない 45.8%</p> <p>検討もしていない <u>33.6%</u></p>	<p>基本方針を定めている <u>31.7%</u></p> <p>検討はしたが、定めていない 46.3%</p> <p>検討もしていない <u>22.0%</u></p>	
株主意思の確認方法	<p>定款変更をして、株主総会の議案として提案 <u>34.8%</u></p> <p>定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案 <u>45.1%</u></p> <p>取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した <u>6.3%</u></p> <p>株主の意思を問うための方策は特段とっていない <u>10.3%</u></p>	<p>定款変更をして、株主総会の議案として提案 <u>0.0%</u></p> <p>定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案 <u>23.1%</u></p> <p>取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した <u>23.1%</u></p> <p>株主の意思を問うための方策は特段とっていない <u>23.1%</u></p>	
株主代表訴訟における不提訴理由の通知の機会	<p>あった 0.8%</p> <p>なかった 98.1%</p>	<p>あった 2.4%</p> <p>なかった 97.6%</p>	

監査役 (監査委員)が 相談できる弁護 士の有無	監査役が独自に弁護士と契約 2.5%	監査委員会が独自に弁護士と契約 12.2%	
	会社の顧問弁護士に相談 78.3%	会社の顧問弁護士に相談 78.0%	
	その他に相談できる弁護士がいる 29.5%	その他に相談できる弁護士がいる 31.7%	
	相談できる弁護士はいない 3.1%	相談できる弁護士はいない 2.4%	

以上

